

令和3年度

# 施設要覧

〈令和3年8月〉

三重県スポーツ協会グループ  
三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿

## 目 次

I. 施設概要	1～
II. 諸規定	5～
1. 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例	
2. 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿利用規定	
III. 事業計画	47～
IV. 事業報告	55～
1. 令和2年度三重県営鈴鹿スポーツガーデン事業報告書	
2. 令和2年度三重県営鈴鹿スポーツガーデン利用人数一覧表	

## I. 施設概要

1. 場 所 三重県鈴鹿市御園町 1669 番地

### 2. 設置目的

三重県営鈴鹿スポーツガーデンは、県民のスポーツ活動を通して、健康づくり・文化交流に寄与すると共に、スポーツ施設の振興と競技力向上、及びレクリエーション活動の拠点としての役割を果たすべく計画建設された。

三重県は南北に長い地形であるため、県を北部・南部に分けてそれぞれに中核的スポーツ施設を建設する構想で整備が開始され、そのため当初は「県北部スポーツガーデン」と称していた。

なお、本事業は自治省の「ふるさとづくり特別対策事業」の適用を受けている。

また、三重県の「県営スポーツ施設ネーミングライツ事業」により、平成 26 年 10 月から施設の愛称が「三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿」となり、施設名として愛称を使用することとなった。

### 3. 事業の概要

第 1 期整備としてサッカー・ラグビー場を整備し、第 2 期として屋内水泳場・庭球場の整備を行った。

(1) 第 1 期分 平成 4 年 10 月 11 日供用開始

面 積 約 30 ㊦

総事業費 約 36 億円

施設内容 サッカー・ラグビー場 5 面(メイン G、第 1G、第 2G、第 3G、第 4G)  
駐車場約 350 台

(2) 第 2 期分 平成 9 年 7 月 12 日供用開始

面 積 約 9 ㊦

総事業費 約 136 億円

施設内容 屋内水泳場 サブプール、メインプール、飛込プール  
庭球場 センターコート 1 面、シェルターコート 4 面、屋外テニスコート 16 面  
駐車場約 230 台

### 4. 施設概要

設置主体 三重県

管理運営 三重県スポーツ協会グループ

用地面積 99,980.09 ㎡ (水泳場、庭球場)、347,693.00 ㎡ (サッカー・ラグビー場)  
計 447,673.09 ㎡

#### 設置施設

(1) 屋内水泳場 (温水プール:水温 27°C±1°C、室温 28°C±3°C)

施設規模 延面積 18,807 ㎡ 建築面積 10,185 ㎡

施設構造 地上 3 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)

① サブプール (25m 競泳プール)

・25m×20m 7 レーン (一般公認)

・水深 1.3m (最深部)

② メインプール (25m・50m 併用競泳プール)

- ・長水路は10レーン対応 (うち8レーンは国際公認)
- ・短水路は8レーン×2ヶ所対応 (一般公認)
- ・水深2.6m (最深部)
- ・水球競技兼用
- ・アーティスティックスイミング競技対応
- ・電光掲示板設置 (令和3年5月改修済)

③ 飛込プール (25m×25m 国際公認)

- ・高飛込台5m、7.5m、10m
- ・飛板飛込台1m、3m
- ・アーティスティックスイミング競技兼用プール
- ・水深5.2m (最深部)

④ 付帯施設

観客席1,999席 (一般席1,920席、特別席63席、貴賓席16席) ※25mプールは観客席なし  
事務所、ホール、更衣・シャワー室、採暖室、医務室、トレーニングルーム (ランニングマシン5台・エアロバイク4台他)、役員室、スタジオ (167.2㎡)、会議室 (1室約50人収容 83.6㎡ 全2室) 他

水泳場は、明るく開放的な雰囲気念頭におき、南側と西側をガラス面として自然の光線や庭園の景観を取り入れている。建物全体の構成は「水」をテーマにし、屋根を滑らかな曲線として「雲・波・水滴」をイメージさせるものとしている。

高さはほぼ5階建てのビルに相当している。

本プールは国際大会が可能な施設で、2016年リオデジャネイロオリンピック競泳日本代表チーム事前トレーニングキャンプ会場となるなどし、各種大会において好記録が出やすいと好評を博している。また大会日以外は一般利用者のための開かれた施設として健康増進に大いに活用されている。

(2) 庭球場

① テニスコート管理棟

- ・規模：延面積1,168㎡/建築面積：472㎡
- ・構造：地上3階 鉄筋コンクリート造
- ・内容：事務所、医務室、更衣・シャワー室、倉庫他

② センターコート

- ・規模：延面積1,987㎡/建築面積：1,581㎡
- ・構造：地上2階 鉄筋コンクリート造
- ・内容：テニスコート (砂入り人工芝1面)、照明設備・放送設備設置  
観客席1,648席
- ・付帯施設：選手控室、倉庫、仮設スタンドスペース他

③ シェルターコート (屋根付き)

- ・規模：延面積3,031㎡/建築面積：3,465㎡
- ・構造：地上1階 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)
- ・内容：テニスコート (ハードコート4面)、照明設備

・付帯施設：管理室等

④屋外テニスコート

- ・規模：延面積 16,110 m<sup>2</sup>
- ・内容：砂入り人工芝コート 16 面、照明設備、芝生席の設置

⑤屋外テニスコントロール棟

- ・規模：延面積 105 m<sup>2</sup> / 建築面積：78 m<sup>2</sup>
- ・構造：地上 2 階 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
- ・内容：コントロール室、用具庫等

その他

・修景広場

テニスコートは老若男女を問わず、利用者が楽しめ、併せて選手強化を図り、国際試合や全国大会を開催できる施設であることを目的に建設され、県内で最大規模を誇る 21 面のコートを有し、センターコートは国際大会、全国大会に対応するべく、観客席、照明設備を完備している。

シェルターコートは、雨天でも利用できるよう 4 面のコートに大屋根を架けたもので、当ハードコートのサーフェスはアスファルトに天然砂とコルク粒を混合し、塗装面が平滑で適度な弾性があり、滑りにくいという特性をもっている。

(3) サッカー・ラグビー場 (5 面)

①メイングラウンド 14,432 m<sup>2</sup>

- ・フィールドサイド 164m×88m
- ・ピッチサイズ 105m×68m
- ・芝種 洋芝（ティフトン）

②メインスタンド

- ・規模：延床面積 4,557.79 m<sup>2</sup> 収容人数 約 3,300 人（サイド、バックスタンド約 8,700 人）
- ・構造：RC 造 3 階建
- ・付帯施設、付属設備：電光掲示盤、照明塔 4 基（照度 500 ルクス）、事務室、会議室、本部室、選手更衣室、審判更衣室、放送室、医務室、貴賓室

③第 1・2 グラウンド 25,500 m<sup>2</sup>

- 第 1 グラウンド 洋芝（ティフトン）
- 第 2 グラウンド 高麗芝
- ・ピッチサイズ 105m×68m（1 面につき）

④第 3・4 グラウンド 28,600 m<sup>2</sup>

- 第 3 グラウンド 人工芝 照明塔 4 基（照度 250 ルクス・平成 16 年 4 月完成）
- 第 4 グラウンド 洋芝（ティフトン） 照明塔 4 基  
（照度 250 ルクス・平成 16 年 4 月完成、令和 2 年 3 月人工芝張替）
- ・ピッチサイズ 105m×68m（1 面につき）

サッカー・ラグビー場はJリーグ開幕前の平成4年に完成した。開場記念大会として「名古屋グランパス」と「読売日本サッカークラブ」の公式戦が行われ、平成14年にはJ2リーグ（セレッソ大阪 VS 大分トリニータ）の開催やコスタリカナショナルサッカーチームのW杯プレキャンプ地となり、平成15、16年にはJリーグサテライトの会場として利用された。

天然芝4面、人工芝1面を有するグラウンドは、試合を中心に利用されている。

（平成21年4月から、人工芝グラウンド供用開始。令和2年4月から改修後共用開始）

(4) 多目的広場 （平成17年7月30日供用開始）

- ・ 施設内容：アーチェリー、フットサル、グラウンドゴルフ、ホッケー等
- ・ 規 模：延面積6,010㎡（グラウンドサイズ：75.5m×52.17m）
- ・ 内 容：グリーンサンド

当時管理運営を委託されていた財団法人三重県体育協会の独自事業として、平成17年2月1日から同年4月末日までの工期で整備した多目的広場を県へ寄付し受納された。

この多目的広場は、アーチェリー・フットサル・グラウンドゴルフ、ホッケー等多目的に利用が可能で、幅広い年齢層に利用されている。

(5) 体育館 （平成19年4月1日供用開始）

- ・ 規 模：延面積4,308.38㎡
- ・ フロア面積：2,010.96㎡（50.4m×39.9m）
- ・ 利用種目：バスケットボール2面・バレーボール3面・ハンドボール1面・バドミントン10面・卓球20台・テニス2面・レスリング2面
- ・ 観客席：2階固定席 584席・障害者用8席（左右4席）・フロアに折りたたみ椅子配置可能
- ・ 付帯施設、付属設備：トレーニング室、事務室、会議室2室、本部室、放送室、医務室、更衣室 照明（エレベーター設置）

体育館は県民誰もがオールラウンドに利用でき、また、併せて合宿や選手強化、東海大会等が開催できる施設で、観客席、照明設備、放送設備及び冷暖房設備を完備している。

プロ・アマチュアスポーツはもちろん、多彩な催し物に対応できる施設として活用されている。

(6) クライミングウォール （平成19年9月1日供用開始）

- ・ 規 模：高さ12m、幅4m、登はん距離15m、オーバーハング最大4m、傾斜最大130度

サッカー・ラグビー場メインスタンド南東壁部へこの地域初の本格的なクライミングウォールが誕生した。

(7) その他

- ・ 駐車場：第1駐車場223台、第2駐車場122台（バス8台）、第3駐車場155台（砂利駐車場120台を除く）、第4駐車場123台、第5駐車場107台、第6駐車場120台、多目的広場駐車場46台 合計約896台収容

## II. 諸規定

### 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例

平成四年九月三十日  
三重県条例第三十二号

改正	平成六年一二月二二日三重県条例第五二号	平成九年三月二五日三重県条例第二八号
	平成一一年三月一九日三重県条例第二二号	平成一四年三月二六日三重県条例第三二号
	平成一六年三月二三日三重県条例第三三号	平成一七年六月二八日三重県条例第六〇号
	平成一八年六月三〇日三重県条例第六四号	平成一九年三月二〇日三重県条例第三号
	平成一九年七月四日三重県条例第五九号	平成二〇年三月二六日三重県条例第一九号
	平成二四年三月二七日三重県条例第三号	平成二六年三月二七日三重県条例第六一号
	平成二七年三月二七日三重県条例第一号	平成三一年三月一八日三重県条例第四〇号

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例をここに公布する。  
三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例

(設置)

第一条 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（以下「スポーツガーデン」という。）を鈴鹿市に設置する。

(事業)

第二条 スポーツガーデンにおいては、次の事業を行う。

一 サッカー・ラグビー場、水泳場、庭球場、体育館、多目的広場、クライミングウォールその他の施設（設備を含む。以下「施設等」という。）を利用に供すること。

二 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る研修及び指導を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

一部改正〔平成九年条例二八号・一七年六〇号・一八年六四号・一九年五九号・二四年三号〕

(指定管理者による管理)

第三条 スポーツガーデンの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主としてスポーツガーデンの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成一九年条例三号・二四年三号・二七年一号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二条に規定する事業の実施に関する業務

二 スポーツガーデンの施設等の利用の許可等に関する業務

三 第十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務

四 スポーツガーデンの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

五 前各号に掲げる業務のほか、知事がスポーツガーデンの管理上必要と認める業務

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

一 スポーツガーデンの事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - 二 事業計画の内容が、スポーツガーデンの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
  - 三 事業計画の内容が、スポーツガーデンの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
  - 四 事業計画の内容が、スポーツガーデンの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
  - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、スポーツガーデンを最も効果的に管理できると認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(選定委員会)

第六条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
  - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
  - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、スポーツガーデンの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五九号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(指定等の告示)

第七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
  - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成一九年条例五九号・二四年三号〕

(協定の締結)

第八条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 スポーツガーデンの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規

定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 スポーツガーデンの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 スポーツガーデンの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、スポーツガーデンの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(業務状況の聴取等)

第十条 知事は、スポーツガーデンの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(知事による管理)

第十一条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十九条から第二十一条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(利用時間)

第十二条 スポーツガーデンの施設等の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

一部改正〔平成一七年条例六〇号・二四年三号〕

(休業日)

第十三条 スポーツガーデンの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(利用の許可)

第十四条 スポーツガーデンの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
  - 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - 二 スポーツガーデンの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、スポーツガーデンの管理上支障があると認められるとき。
- 3 指定管理者は、スポーツガーデンの管理上必要があるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

一部改正〔平成一一年条例二二号・一七年六〇号〕

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十五条 前条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、スポーツガーデンの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一七年条例六〇号〕

(利用者等に対する指示)

第十六条 指定管理者は、スポーツガーデンの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者(第二十三条において「利用者等」という。)に対し必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一七年条例六〇号〕

(利用の制限等)

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、スポーツガーデンの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したスポーツガーデンの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(利用料金の収入)

第十八条 指定管理者は、スポーツガーデンの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一四年条例三二号〕、一部改正〔平成一七年条例六〇号〕

(利用料金の納入)

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(利用料金の減免)

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(利用料金の返還)

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりスポーツガーデンの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(原状回復義務)

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったスポーツガーデンの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(損害賠償義務)

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりスポーツガーデンの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(秘密保持義務)

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、スポーツガーデンの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(規則への委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一四年条例三二号・一七年六〇号・二四年三号〕

附 則

この条例は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第三条から第十条まで、第十二条及び第十四条の規定は、同月十一日から施行する。

附 則 (平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号)

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二十五日三重県条例第二十八号)

この条例は、平成九年七月十二日から施行する。ただし、別表の一の表の規定は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月十九日三重県条例第二十二号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二十六日三重県条例第三十二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、(中略)第三条のうち三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例中第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に一条を加える改正規定(第十一条第二項に係る部分に限る。)及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 公布の日からこの条例の施行の日の前日までの間における三重県営総合競技場、三重県立鈴鹿青少年センター及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの施設(設備を含む。)の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十六年三月二十三日三重県条例第三十三号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年六月二十八日三重県条例第六十号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定及び別表に第四号の表を加える改正規定は平成十七年九月一日から、附則第五項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に三重県営鈴鹿スポーツガーデンの使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例(附則第五項において「新条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成十八年六月三十日三重県条例第六十四号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）  
（出納長等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第十九号）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の一から別表の四までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十一号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、改正前の条例中なおその効力を有する部分  
（指定管理者による管理）

第三条

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてスポーツガーデンの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第四十号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

別表（第十一条、第十八条関係）

一 スポーツガーデンのサッカー・ラグビー場

(一) 施設

区分				金額（円）	
				午前九時から 午後五時まで	午後五時から 午後九時まで
メイン サッカー・ ラグビー場	入場料 を徴収 する場 合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	児童生徒等	一一、三一〇	一三、二〇〇
			その他の者	一五、〇八〇	一七、九一〇
	アマチュアスポーツ以外 に利用する場合		一五〇、八六〇	一七九、一三〇	
	入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合	児童生徒等	三、七六〇	四、四〇〇
その他の者			五、〇三〇	五、九六〇	
アマチュアスポーツ以外 に利用する場合		二〇、一一〇	二三、八八〇		
第一グラウンド				一、八八〇	
第二グラウンド				一、八八〇	
第三グラウンド				一、八八〇	一、八八〇
第四グラウンド				一、八八〇	一、八八〇
本部室				一、二六〇	一、五六〇
第一会議室				二、二〇〇	二、八三〇
第二会議室				一、二六〇	一、五六〇

- 備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。  
 二 午前九時から午後九時までを除く時間に施設を利用する場合の金額は、その時間の直前又は直後の金額とする。  
 三 準備又は撤去するためにメインサッカー・ラグビー場又は第一グラウンドから第四グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメインサッカー・ラグビー場の項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに利用する場合」又は第一グラウンドから第四グラウンドまでの項に掲げる金額とする。  
 四 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 (一) 小学校就学前の者  
 (二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者  
 五 本部室、第一会議室又は第二会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たり百円を加算した額とする。

(二) 設備

区分			金額（円）
メイン	電光掲示板	アマチュアスポーツに利用する場合	三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、二六〇

サッカー・ラグビー場	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	一四、六六〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二四六、一八〇
	放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、一五〇
第三グラウンド	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	八、三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一四〇、三七〇
第四グラウンド	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	八、三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一四〇、三七〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

## 二 スポーツガーデンの水泳場

### (一) 施設

#### イ 専用利用の場合

区分			金額（円）
メインプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	七八、五六〇
		その他の者	一五七、一三〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	七、八六〇
		その他の者	一五、七一〇
サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	六九、一三〇
		その他の者	一三八、二八〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	六、九一〇
		その他の者	一三、八三〇
飛込みプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	四七、一三〇
		その他の者	九四、二八〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	四、七一〇
		その他の者	九、四三〇
第一会議室			一、五二〇
第二会議室			一、五二〇
第三会議室			一、五二〇

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 準備又は撤去するためにメインプール、サブプール又は飛込みプールを利用する場合の金額は、それぞれメインプールの項、サブプールの項又は飛込みプールの項における「入場料を徴収しない場合」に掲げる金額とする。

三 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一) 小学校就学前の者

(二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

四 第一会議室、第二会議室又は第三会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たり百円を加算した額とする。

#### ロ 個人利用の場合

区分	単位	金額（円）
メインプール、サブプール、飛込みプール及びトレーニングルーム	児童生徒等	一人一回につき 二四〇
	その他の者	一人一回につき 五七〇

備考 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

一 小学校就学前の者

二 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

## (二) 設備等

区分		単位	金額 (円)
電光掲示板	入場料を徴収する場合	一時間につき	二五、一三〇
	入場料を徴収しない場合	一時間につき	二、五一〇
放送設備	入場料を徴収する場合	一時間につき	一、一五〇
各種競技用器具一式	入場料を徴収する場合	一日につき	五、〇三〇
	入場料を徴収しない場合	一日につき	五、〇三〇

## 三 スポーツガーデンの庭球場

## (一) 施設

区分			金額 (円)
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 三、〇四〇
			その他の者 六、〇八〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	六〇、三三〇
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 一、一五〇
			その他の者 二、三〇〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	九、八四〇
シェルターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 一、二六〇
			その他の者 二、五一〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二五、一三〇
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 四九〇
			その他の者 一、〇〇〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	五、〇三〇
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 一、〇〇〇
			その他の者 一、九八〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二〇、一一〇
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 三七〇
			その他の者 七五〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	三、二四〇
会議室			六三〇

備考 一 センターコート、シェルターコート又は屋外コートを利用する場合の金額は、一面一時間当たりの額とし、会議室を利用する場合の金額は、一時間当たりの額とする。

二 利用する時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。

三 準備又は撤去するためにセンターコート、シェルターコート又は屋外コートを利用する場合の金額は、それぞれセンターコートの項、シェルターコートの項又は屋外コートの項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに利用する場合」に掲げる金額とする。

四 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一) 小学校就学前の者

(二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

五 会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たり百円を加算した額とする。

## (二) 設備

区分	金額 (円)
電光掲示板	アマチュアスポーツに利用する場合 一、二〇

		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、〇〇〇
照明灯	センターコート	アマチュアスポーツに利用する場合	一、二六〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一二、五六〇
	シェルターコート	アマチュアスポーツに利用する場合	二四〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、四一〇
	屋外コート	アマチュアスポーツに利用する場合	二四〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、〇九〇
放送設備		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、一五〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

#### 四 スポーツガーデンの体育館

(一) 施設（会議室を除く。）

イ 全部利用の場合

区分		金額（円）
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	七、一一〇 (九、〇一〇)
	入場料を徴収しない場合	二、四一〇 (三、〇四〇)
営利を目的として利用する場合		五九、四〇〇 (七四、二八〇)
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	三五、六二〇 (四四、六三〇)
	入場料を徴収しない場合	一一、八四〇 (一四、八八〇)

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 ( ) の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

三 準備又は撤去するために施設等を利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツに利用する場合」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。

ロ 部分利用の場合

区分		金額（円）
一 競技種目一面又は一台につき	児童生徒等	五八〇
	その他の者	一、二〇〇

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一) 小学校就学前の者

(二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

#### ハ 個人利用の場合

区分		金額（円）
トレーニングルーム	高校生及びこれに準ずる者	七〇
	その他の者	一五〇

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 その他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

(二) 会議室

区分	金額（円）
会議室	六五〇 (九一〇)

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。  
 二 （ ）の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

(三) 設備

区分	金額（円）
設備及び器具一点又は一式につき	一九、九〇〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

五 スポーツガーデンの多目的広場

施設

区分	単位	金額（円）
多目的広場	一時間につき	二、〇九〇

六 スポーツガーデンのクライミングウォール

施設

区分	単位	金額（円）
クライミングウォール	一時間につき	一、五六〇

-----  
 全部改正〔平成一四年条例三二号〕、一部改正〔平成一六年条例三三号・一七年六〇号・一八年六四号・一九年五九号・二〇年一九号・二六年六一号・三一年四〇号〕

## 三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿利用規程（水泳場）

### I 利用区分

#### 1. 児童生徒・一般別

- (1) 児童・生徒・・・小学校就学前の者及び小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者(工業高等専門学校・商船高等専門学校の生徒も含む。)とする。
- (2) 一般・・・上記以外の者とする。

#### 2. 専用・個人利用別

##### (1) 専用利用

競技団体・・・県水泳連盟、県高体連、県中体連等とする。

公共団体・・・国、県、県教育委員会、市町、県スポーツ協会等の関係団体とする。

一般団体・・・上記以外の団体（概ね 20 人以上）とする。

ただし、プールは 10 名以上を対象とする。

- (2) 個人利用・・・上記以外とする。

### II 営業時間

9:00～22:00（最終入場 21:30）

※ただし、12月～3月は 9:00～21:00

### III 休業日

1. 原則毎月第一月曜日とする。  
ただし、第一月曜日が祝日等の場合は同一月内の月曜日を休業日とする。
2. 12月29日～1月3日
3. 上記以外に7月及び12月は施設整備のため休業日を含めた3日の整備日を設けるものとする。
4. その他特別な理由があり、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課の承認を得たうえで休業日を別に定める場合がある。

### IV 利用申し込み及び利用許可の取扱基準等

#### 1. 予約受付期間

利用区分		内 容
専用利用	競技団体	大会等については本施設利用調整会議による。 利用調整会議後の予約については一般団体と同じとする。
	公共団体	1年以上前から予約受付を行うことができる。
	一般団体	利用日の1年前に当たる月の初日から、原則利用日の20日前まで
個人利用		プール、トレーニング室・・・利用前に入場券を購入

(1) 専用利用の一般団体、個人利用の受付は原則として先着順とする。

(2) 受付開始日が休業日に当たる場合は、その翌日から受付を行うものとする。

## 2. 予約・精算単位

- (1) メインプール . . . 全レーン 1 時間又は 2 レーン以上 1 時間単位
- (2) サブプール . . . 全レーン 1 時間又は 2 レーン 1 時間又は 4 レーン 1 時間単位
- (3) 飛込プール . . . 1 時間全面のみ
- (4) 会議室 . . . 1 時間単位

※各施設の利用時間は、毎時 00 分単位とする。

## 3. 予約受付時間

営業時間内とする。

## 4. 予約範囲、基準等

- (1) メインプールの部分貸しは、利用状況等を考慮のうえ管理者が決定するものとする。
- (2) スキューバダイビングの利用は、原則として禁止する。
- (3) フリーダイビングの個人利用は指定の日・レーンに限り、利用可能とする。  
ただし、専用利用はこの限りでない。
- (4) サブプールの専用利用（全面又は 4 レーン利用）は競技会、主催事業等の場合のみとする。  
ただし、特別な事情により管理事務所長の許可がある場合は専用利用を許可する場合がある。

## 5. 申込方法

### (1) 専用利用

- (ア) 全施設とも利用者が利用許可申請書を記入のうえ、申込を行うものとする。
- (イ) 電話による受付は仮予約受付とし、速やかに(概ね 1 週間以内)利用許可申請書を提出するものとする。
- (ウ) 事前の打合せを職員と充分行い、特に大会開催の場合は、必ず大会要項等を添付のこと。

### (2) 個人利用

利用前に券売機等で入場券を購入すること。

## 6. 利用許可・不許可・取消・中止

### (1) 利用許可

利用許可申請に対する許可・不許可は、利用許可申請書受理後、その結果を申込者へ通知するものとする。

なお、利用を許可する場合、提出された申請書に許可印を押印することで申込者への通知を省略することができるものとする。

### (2) 不許可

下記に該当する場合は施設利用の許可はできないものとする。

- (ア) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるとき
- (イ) 施設等を損傷するおそれがあるとき
- (ウ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき
- (エ) 施設の利用が暴力団を利することとなると疑われ、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき照会、協力要請を行い、その結果「三重県暴力団排除条例」、「三重県暴力団排除条例施行規則」に該当するとき

(オ) 本施設の設置目的に反するとき

(3) 利用の変更・取消

変更・取消がある場合は、速やかに管理事務所まで連絡のうえ、利用日の5日前までに、利用許可変更申請書・利用取消届を提出するものとする。

ただし、管理事務所長の許可がある場合は上記申請書の提出を省略できるものとする。

(4) 利用の取消し又は中止

次の場合、すでに許可している場合でも利用許可の取消し又は利用の中止をすることができるものとする。

(ア) 本施設の条例及び規則、もしくは指示に違反したとき

(イ) 偽り、その他不正の行為により利用の許可を受けたとき

(ウ) 職員の指示に従わない場合

(エ) 天災その他やむを得ない事由により施設管理者が必要と認めるとき

(オ) 利用料金の後納許可を受けずに利用料金を前納しない場合

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められたとき。

(キ) 施設の利用が暴力団を利用することとなると疑われ、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき照会、協力要請を行い、その結果「三重県暴力団排除条例」、「三重県暴力団排除条例施行規則」に該当するとき。

## V 利用料及び精算方法

### 1. 利用料金・・・利用料金表参照

(1) 個人利用精算方法・・・利用当日開始前に券売機等で入場券を購入又は、現金收受とする。

(2) 団体利用（前納）精算方法・・・前納対象とする指定規模の専用利用をする団体は原則として利用20日前までに振込み、または現金收受とする。

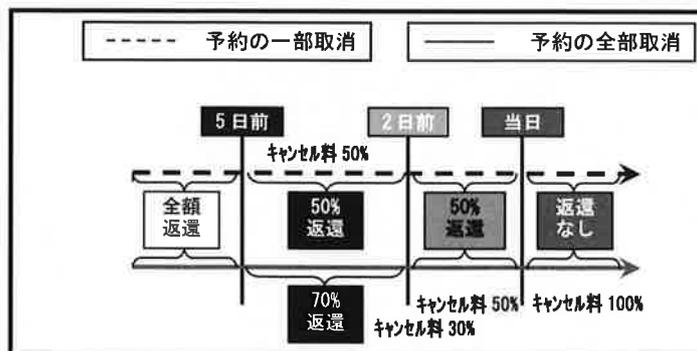
(3) 団体利用（前納対象外）精算方法・・・利用当日現金收受とする。

### 2. 利用変更・取消しに伴う精算処理

(1) 利用料金は、利用時間が1時間に満たない時間は、1時間で精算するものとする。

(2) 専用利用する団体に変更又は取消を行う場合は、利用日の5日前までに所定の手続きを行ったうえで許可された場合のみ、利用許可内容の変更と過不足額の精算を行うものとする。

なお、5日以降の変更又は取消は、所定の要領に添って施設利用料金を返還する場合がある。



### 3. その他

- (1) 児童生徒と一般が混合で専用利用する場合は、当該利用者人数の多い区分を適用するものとし、児童生徒と一般が同数の場合は児童料金を適用する。  
ただし、複数の施設を児童生徒と一般を混合で利用する場合は、それぞれの施設で料金区分を適用するものとする。
- (2) 精算の受付は営業時間内とし、準備及び撤去を含む施設利用時間とする。
- (3) 準備及び撤去のための、特別開場による営業時間についても、施設利用時間とする。

## VI 利用料金の減免

### 1. 利用料金の減免を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

#### (1) 障がいのある人等の個人が利用するとき（全額免除）

- (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者
- (イ) 知的障がい者で県において発行する療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (エ) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部の児童生徒等、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒及びその引率者が福祉の増進を図ることを目的とし、個人で利用するとき（全額減免）
- (オ) その他管理事務所長が認める者

#### (2) 障がいのある人の団体がスポーツ振興の場として利用するとき（半額免除）

- (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者が組織する団体及び身体障がい者手帳を所持する者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
- (イ) 知的障がい者で県において発行する療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者が組織する団体及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者が組織する団体及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
- (エ) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部の児童生徒等、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒及びその引率者が福祉の増進を図ることを目的とし、団体が利用するとき
- (オ) その他管理事務所長が認める者

#### (3) 減免の手続き

利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書に要項、プログラム等の事業計画を示す書類を添付して利用許可申請書と併せて当該体育施設の管理者に提出しなければならない。ただし、障がいのある人が利用料金の減免を受けようとする場合は、これらの者であることを証する書類又は手帳の提示をもって減免申請書の提出に代えることができるものとする。

#### (4) 減免にならないもの

- (ア) 会議室の冷暖房料
- (イ) 施設の電光掲示板料金及び照明料金・設備及び器具の利用料金
- (ウ) 会議室のみの利用（会議室については施設と一体的な利用をする場合、減免の対象となる。）

## Ⅶ 利用前の打ち合わせ

1. 大会の円滑な進行、施設利用期間中の事故防止のため、利用日の14日前までに打ち合わせを行うこと。  
※大会開催の場合は、大会要項、実施計画、会場配置図等を添付すること。
2. 大会の内容、規模に応じて利用者から次の関係機関等への届出を行うこと。
  - (1) 警備警察官派遣依頼……………鈴鹿警察署
  - (2) 催物開催届出、喫煙裸火使用許可願等…鈴鹿市消防署
  - (3) 飲食店営業許可……………鈴鹿保健所

## Ⅷ 利用上の留意事項

1. 利用時間 IIの営業時間内とする。
  - (1) 利用時間内に準備、片づけ、清掃及び更衣を終了し、利用施設を閉じられるようにすること。
  - (2) 大会等の開催で開場時間の変更を希望する場合は、利用日が属する前月20日（この日が休業日に該当する場合はその前日まで）または利用日の属する前月の1日まで（いずれか早い日を適用）に特別開場申請を行い許可された場合は開場時間の変更を行うことができる。  
ただし、管理事務所長が特に必要と認めたものについてはこの限りではない。
2. 備品等の貸し出し  
各備品、倉庫・門扉等の鍵等の貸与・返却は、利用許可申請書に記載してある責任者が行うこと。
3. 破損・紛失  
施設、付帯設備及び備品等を破損・紛失した場合は、速やかに事務所へ連絡を行い、利用者の責任において現品を弁償するものとする。
4. ゴミの処理、処分
  - (1) 利用者により発生したゴミは、利用者が持ち帰り、施設内に投棄しないこと。
  - (2) 収集処分を外部委託する場合は、利用者の責任と負担により行うこと。
5. 次の行為は禁止とする。
  - (1) 指定された場所以外での飲食又は喫煙
  - (2) 火気、危険物の持ち込み
  - (3) みだりに通行の妨害となる行為をすること。
  - (4) 騒音を発し、または暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
  - (5) 駐車場等において管理事務所長の許可を受けた場合を除き、スケートボード・ローラースケート・マウンテンバイク・ラジコン・ドローン等駐車場以外の用途としての利用は禁止とする。
6. 駐車場の利用  
大会等を開催する主催者は、原則として駐車整理員を配置し、他の利用者に影響のないよう通路、歩道等に駐車しないよう管理及び誘導を行うこと。  
水泳場利用者の駐車場の利用区分は、概ね第4駐車場（大会時は他駐車場も利用可）とする。  
なお、大型バスは必ず第2駐車場に駐車する。  
駐車場利用時間は7時30分～施設閉館後1時間とする。
7. コピー、臨時電話及びFAXの使用
  - (1) 利用者の所内コピー・FAX機の使用については、有料で使用できるものとする。
  - (2) 臨時電話については利用者の負担により、関係機関へ手配のうえ準備すること。

## 8. 施設内の飲食及び喫煙等

- (1) 各競技施設内での飲食は禁止とする。(競技中における水分補給は除く。)
- (2) 会議室等では飲食はできるが、弁当等の空箱等は必ず利用者が処分をすること。
- (3) 各屋内施設及び競技施設内では禁煙とし、喫煙は所定の場所で行うこと。

## 9. 茶器類の貸し出し

会議室の備え付けの茶器を使用すること。なお、茶葉等は利用者で用意するとともに、使用後は洗ってから返却すること。

## 10. 目的外等の施設使用

敷地内及び施設内で施設の設置目的以外の行為を行う場合は、地方自治法の規定に基づき、事前に県(当施設管理事務所経由)に所定の届出を行い、承認を受けるものとする。

ただし、利用者に対して必要にあたる次の行為については、事前に管理事務所に所定の届出を行い、承認を受けるものとする。

- (1) 物品等の配布、展示、販売等を行うとき。
- (2) ポスター、看板等広告物を提示するとき。
- (3) 仮設工作物を設置するとき。

※ 物品(競技用品、グッズ等)及び飲食類等の販売等の場合は、使用者から当施設管理事務所へ使用日の1ヶ月以上前までに申請し、使用許可後に必要な使用料を納入すること。

## 11. 施設利用の中止

- (1) 特別警報及び暴風警報発令の場合
- (2) 地震の警戒宣言等が発令の場合
- (3) その他管理事務所長が必要と認めるとき

## IX 留意事項

### 1. 入場対象者

#### (1) 飛込プール

- (ア) 特殊施設につき、一般遊泳者の入場はできない。
- (イ) 飛込、水球、アーティスティックスイミング等の指導者がいる場合のみ、利用可とする。

#### (2) メインプール

- (ア) 中学生以上で100m以上の泳力のある方
- (イ) 小学生は100m以上の泳力があり、18歳以上で水着着用の保護者が同伴していること。

#### (3) サブプール

- (ア) 小学2年生未満は、18歳以上で水着着用の保護者が同伴していること

#### (4) トレーニング室

- (ア) 中学生以上でトレーニングウェア及び室内専用シューズの着用者  
ただし、中学生が利用する場合は、保護者又は指導者がトレーニング室に入場し、指導監督する場合のみ利用可能とする。

## 2. 入場の制限

次の者は入場できない。

- (1) 水着、スイミングキャップを着用していない者
- (2) おむつのとれていない者
- (3) 酒気を帯びた者
- (4) 伝染病疾患及び医師に水泳を禁止されている者
- (5) 他人への迷惑となる行為や公序良俗を乱す者

## 3. 禁止事項

次に該当する行為は禁止する。

- (1) ペット類（ただし、身体障害者補助犬法に伴う補助犬は除く。）及び危険物の館内への持ち込み
- (2) 指定場所以外での喫煙、プール、更衣室及び観客席での飲食（指定場所を除く）
- (3) 指輪等の装飾品、眼鏡及び時計着用での入水
- (4) 指定用具以外及び遊具類の持ち込み（備え付けのビート板、ヘルパーは利用可）

## 4. 個人利用の再入場

場外退場後の再入場は認めない。再入場の場合は再度、入場券を購入すること。

入場券は、1日1回の利用に限り有効とする。

## 5. ロッカーの利用

専用利用者が選手用ロッカーを利用する場合は、責任者がメインロッカー利用申請書を提出のうえ、鍵を一括貸与するものとする。

## 6. トレーニング室の利用

- (1) 個人は、券売機でプール入場券を購入のうえ、プール入退場ゲートにて入場券をトレーニング利用券と交換して利用すること。
- (2) トレーニング室への器具の持ち込み利用は、不可とする。

## 7. 写真、ビデオの撮影

- (1) 写真、ビデオの撮影は許可又は承認した場合に限り、専用の許可証を貸与する。  
許可証着用により、プールサイドからの撮影を許可するものとする。
- (2) 大会時は主催者が許可を与えるものとする。

## 8. その他

- (1) 1回の入場料でプールとトレーニング室の両施設を利用できるものとする。
- (2) プールサイドでの水分補給は、密閉できる容器（ペットボトル等）で持ち込みのうえ、指定場所（ドリンクスペース）で行うものとする。

## 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿利用規程（庭球場）

### I 利用区分

#### 1. 児童生徒・一般別

- (1) 児童・生徒・・・小学校就学前の者及び小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者（工業高等専門学校・商船高等専門学校の生徒も含む。）とする。
- (2) 一般・・・上記以外の者とする。

#### 2. 専用・個人利用別

##### (1) 専用利用

競技団体・・・・・・県テニス協会、県ソフトテニス連盟、県高体連、県中体連等とする。

公共団体・・・・・・国、県、県教育委員会、市町、県スポーツ協会等の関係団体とする。

一般団体・・・・・・上記以外の団体（概ね 20 人以上）とする。

サークル・・・・・・当施設の「スポーツサークル活動支援事業」に登録しているサークルとする。

- (2) 個人利用・・・・・・上記以外とする。

### II 営業時間

9:00～22:00（最終入場 21:30）

※ただし、12月～3月は 9:00～21:00

### III 休業日

1. 原則毎月第一月曜日とする。

ただし、第一月曜日が祝日等の場合は同一月内の月曜日を休業日とする。

2. 12月29日～1月3日

3. 上記以外に7月及び12月は施設整備のため休業日を含めた3日の整備日を設けるものとする。

4. その他特別な理由があり、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課の承認を得たうえで休業日を別に定める場合がある。

### IV 利用申し込み及び利用許可の取扱基準等

#### 1. 予約受付期間

利用区分		内 容	
専用利用	競技団体	大会等については本施設利用調整会議による。 利用調整会議後の予約については一般団体と同じとする。	
	公共団体	1年以上前から予約受付を行うことができる。	
	一般団体	大会等の場合	利用日の1年前に当たる月の初日から、原則利用日の 20日前まで
		その他	利用日の1年前に当たる月の初日から利用日まで
サークル	利用日の2ヶ月前に当たる月の初日から、利用日まで		

個人利用	利用日の 1 ヶ月前より当日まで窓口又は電話で予約受付（聴覚障がい者は FAX 予約も可能）
------	--

(1) 専用利用の一般団体、テニスサークル及び個人利用の受付は原則として先着順とする。

(2) 受付開始日が休業日に当たる場合は、その翌日から受付を行うものとする。

## 2, 予約・精算単位

1 時間単位（毎時 00 分単位）

## 3, 予約受付時間

営業時間内とする。

## 4, 予約範囲、基準等

### (1) 庭球場

利用団体	最大予約・利用範囲（1 日あたり）
競技団体	・ 全国大会、東海大会 21 面
	・ 県大会 16 面
	・ 地域大会 12 面
公共団体	・ 制限なし
一般団体	・ 大会 12 面

(ア) 個人利用並びにサークル利用にあつては、原則として 1 日あたり屋外コートは 2 面 3 時間以内、シェルターコートは 1 面 2 時間以内とする。

また、一般団体の利用において、1 日あたりシェルターコートは 2 面以内とする。

(イ) 利用調整会議以降の団体申し込みについては、団体及びサークル利用の合計利用面数がコートを問わず 16 面以内とし、4 面以上個人用コートの確保ができる場合のみ許可をする。

ただし、管理事務所長の許可がある場合は、予約・利用範囲の変更ができるものとする。

(ウ) 当日の屋外コートの雨天予備用として、シェルターコートの予約は不可とする。

実際に利用する場合のみ、予約を受け付けるものとする。

(エ) 大会予備日を必要とする場合は、大会予備日であることを申し出たうえで、専用利用を予約するものは有料とする。

## 5, 申込方法

### (1) 専用利用

(ア) 原則として、4 面以上の専用利用する場合は、利用許可申請書を記入のうえ、申込を行うものとする。ただし、テニスサークルについては個人利用と同様の取扱を行うものとする。

(イ) 電話による受付は仮予約受付とし、速やかに(概ね 1 週間以内)利用許可申請書を提出するものとする。

(ウ) 事前の打合せを職員と充分行い、特に大会開催の場合は、必ず大会要項等を添付のこと。

### (2) 個人利用

電話又は窓口での事前予約又は当日申込を行うこと。

## 6, 利用許可・不許可・取消・中止

### (1) 利用許可

利用許可申請に対する許可・不許可は、利用許可申請書受理後、速やかにその結果を申込者へ通知するものとする。

なお、利用を許可する場合、提出された申請書に許可印を押印することで申込者への通知を省略することができるものとする。

### (2) 不許可

下記に該当する場合は施設利用の許可はできないものとする。

ア 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるとき

イ 施設等を損傷するおそれがあるとき

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。

エ 施設の利用が暴力団を利することとなると疑われ、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき照会、協力要請を行い、その結果「三重県暴力団排除条例」、「三重県暴力団排除条例施行規則」に該当するとき。

オ 本施設の設置目的に反するとき

### (3) 利用の変更・取消

変更・取消がある場合は、速やかに管理事務所まで連絡のうえ、利用日の5日前までに、利用許可変更申請書・利用取消届を提出するものとする。

ただし、管理事務所長の許可がある場合は上記申請書の提出を省略できるものとする。

### (4) 利用の取消し又は中止

次の場合、すでに許可している場合でも利用許可の取消し又は利用の中止をすることができるものとする。

(ア) 本施設の条例及び規則、もしくは指示に違反したとき

(イ) 偽り、その他不正の行為により利用の許可を受けたとき

(ウ) 職員の指示に従わない場合

(エ) 天災その他やむを得ない事由により施設管理者が必要と認めるとき

(オ) 利用料金の後納許可を受けずに利用料金を前納しない場合

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められたとき。

(キ) 施設の利用が暴力団を利することとなると疑われ、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき照会、協力要請を行い、その結果「三重県暴力団排除条例」、「三重県暴力団排除条例施行規則」に該当するとき。

## V 利用料及び精算方法

### 1, 利用料金・・・利用料金表参照

(1) 個人利用精算方法・・・利用当日現金収受とする。

(2) 団体利用（前納）精算方法・・・前納対象とする指定規模の専用利用する団体は原則として利用 20 日前までに振込み、または現金收受とする。

(3) 団体利用（前納対象外）精算方法・・・利用当日現金收受とする。

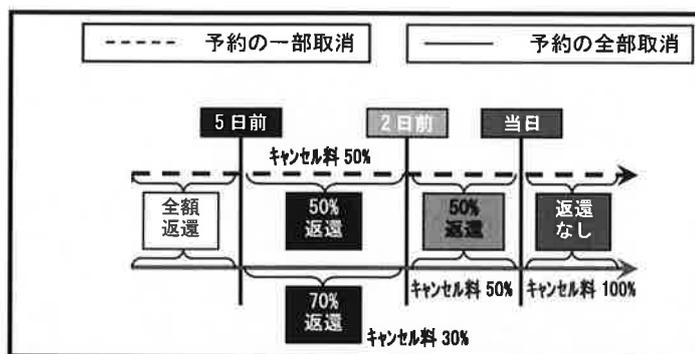
## 2, 利用変更・取消しに伴う精算処理

(1) 利用料金は、利用時間が 1 時間に満たない時間は、1 時間で精算するものとする。

(2) 4 面以上の指定専用する団体に変更又は取消を行う場合は、利用日の 5 日前までに所定の手続きを行ったうえで許可された場合のみ、利用許可内容の変更と過不足額の精算を行うものとする。

なお、5 日以降の変更又は取消は、所定の要領に添って施設利用料金を返還する場合がある。ただし、個人及び 4 面未満の専用利用にはこの規程は適用しないものとする。

(3) 荒天によるキャンセルは、利用中の場合、毎時 30 分までに連絡をした場合に限り、利用料 1 時間分を返還する。利用前については、利用料金は発生しない。



## 3, その他

(1) 児童生徒と一般が混合で専用利用する場合は、当該利用者人数の多い区分を適用するものとし、児童生徒と一般が同数の場合は児童料金を適用する。

ただし、複数の施設（庭球場においては複数のブロック）を児童生徒と一般を混合で利用する場合は、それぞれの施設で料金区分を適用するものとする。

(2) 精算の受付は営業時間内とし、準備及び撤去を含む施設利用時間とする。

ただし、9 時からの利用団体においては、30 分以内に限り準備時間の利用料金は免除とする。

(3) 特別開場による営業時間についても、施設利用時間とする。

## VI 利用料金の減免

1, 利用料金の減免を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 障がいのある人等の個人が利用するとき・・・障がい者の占める割合が過半数以上：全額免除、障がい者の占める割合が過半数未満：半額免除

(ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者

(イ) 知的障がい者で県において発行する療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者

(エ) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部の児童生徒等、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒及びその引率者が福祉の増進を図ることを目的とし、個人で利用するとき（全額減免）

(オ) その他管理事務所長が認める者

(2) 障がいのある人の団体がスポーツ振興の場として利用するとき（半額免除）

(ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者が組織する団体及び身体障がい者手帳を所持する者の福祉の増進を図ることを目的とする団体

(イ) 知的障がい者で県において発行する療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者が組織する団体及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする団体

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者が組織する団体及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者の福祉の増進を図ることを目的とする団体

(エ) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部の児童生徒等、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒及びその引率者が福祉の増進を図ることを目的とし、団体が利用するとき

(オ) その他管理事務所長が認める者

(3) 減免の手続き

利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書に要項、プログラム等の事業計画を示す書類を添付して利用許可申請書と併せて施設管理者に提出しなければならない。ただし、障がいのある人が利用料金の減免を受けようとする場合は、これらの者であることを証する書類又は手帳の提示をもって減免申請書の提出に代えることができるものとする。

(4) 減免にならないもの

施設の電光掲示板料料金及び照明料金・設備及び器具の利用料金

## Ⅶ 利用前の打ち合わせ

1, 大会の円滑な進行、施設利用期間中の事故防止のため、利用日の 14 日前までに打ち合わせを行うこと。 ※大会開催の場合は、大会要項、実施計画、会場配置図等を添付すること。

2, 大会の内容、規模に応じて利用者から次の関係機関等への届出を行うこと。

(1) 警備警察官派遣依頼……………鈴鹿警察署

(2) 催物開催届出、喫煙裸火使用許可願等…鈴鹿市消防署

(3) 飲食店営業許可……………鈴鹿保健所

## Ⅷ 利用上の留意事項

1, 利用時間 II の営業時間内とする。

(1) 利用時間内に準備、片づけ、清掃及び更衣を終了し、利用施設を閉じられるようにすること。

(2) 大会等の開催で開場時間の変更を希望する場合は、利用日が属する前月 20 日（この日が休業日に該当する場合はその前日まで）または利用日の属する前月の 1 日まで（いずれか早い日を適用）に特別開場申請を行い許可された場合は開場時間の変更を行うことができる。

ただし、管理事務所長が特に必要と認めたものについてはこの限りではない。

## 2, 備品等の貸し出し

各備品、倉庫・門扉等の鍵等の貸与・返却は、利用許可申請書に記載してある責任者が行うこと。

## 3, 破損・紛失

施設、付帯設備及び備品等を破損・紛失した場合は、速やかに事務所へ連絡を行い、利用者の責任において現品を弁償するものとする。

## 4, ゴミの処理、処分

(1) 利用者により発生したゴミは、利用者が持ち帰り、施設内に投棄しないこと。

(2) 収集処分を外部委託する場合は、利用者の責任と負担により行うこと。

## 5, 次の行為は禁止とする。

(1) 指定された場所以外での飲食又は喫煙

(2) 火気、危険物の持ち込み

(3) みだりに通行の妨害となる行為をすること。

(4) 騒音を発し、または暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(5) 駐車場等において管理事務所長の許可を受けた場合を除き、スケートボード、ローラースケート、マウンテンバイク、ラジコン・ドローン等駐車場以外の用途としての利用は禁止とする。

## 6, 駐車場の利用

大会等を開催する主催者は、原則として駐車整理員を配置し、他の利用者に影響のないよう通路、歩道等に駐車しないよう管理及び誘導を行うこと。

庭球場利用者の駐車場の利用区分は、概ね第5駐車場（大会時は他駐車場も利用可）とする。

なお、大型バスは必ず第2駐車場に駐車する。

駐車場利用時間は7時30分～施設閉館後1時間とする。

## 7, コピー、臨時電話及びFAXの使用

(1) 利用者の所内コピー・FAX機の使用については、有料で使用できるものとする。

(2) 臨時電話については利用者の負担により、関係機関へ手配のうえ準備すること。

## 8, 施設内の飲食及び喫煙等

(1) 各競技施設内での飲食は禁止とする。（競技中における水分補給は除く。）

(2) 会議室等では飲食はできるが、弁当等の空箱等は必ず利用者が処分をすること。

(3) 各屋内施設及び競技施設内では禁煙とし、喫煙は所定の場所で行うこと。

## 9, 茶器類の貸し出し

会議室の備え付けの茶器を使用すること。なお、茶葉等は利用者で用意するとともに、使用後は洗ってから返却すること。

## 10, 目的外等の施設使用

敷地内及び施設内で施設の設置目的以外の行為を行う場合は、地方自治法の規定に基づき、事前に県（当施設管理事務所経由）に所定の届出を行い、承認を受けるものとする。

ただし、利用者に対して必要にあたる次の行為については、事前に管理事務所に所定の届出を行い、承認を受けるものとする。

(1) 物品等の配布、展示、販売等を行うとき。

(2) ポスター、看板等広告物を提示するとき。

(3) 仮設工作物を設置するとき。

※ 物品（競技用品、グッズ等）及び飲食類等の販売等の場合は、使用者から当施設管理事務所へ使用日の1ヶ月以上前までに申請し、使用許可後に必要な使用料を納入すること。

11, 遠足、ピクニック等での利用

修景広場について、所定の申請により利用できるものとする。

12, 施設利用の中止

(1) 特別警報及び暴風警報発令の場合

(2) 地震の警戒宣言等が発令の場合

(3) その他管理事務所長が必要と認めるとき

## IX 留意事項

1, 継続利用

規定以上の継続利用は、次に利用者がいない場合に利用可とし、再度受付を行うものとする。

2, テニス専用シューズ等の使用

(ア) テニス専用シューズ等を使用すること。

(イ) テニスシューズ等の泥や異物は入り口のマットでよく落としてからコートを利用すること。

3, 利用後のコート整備

利用後は備え付けのブラシでコート整備をしてから交代するものとする。

4, コート内での喫煙、飲食は禁止とする。(競技中における水分補給は除く。)

5, シャワー室の利用

営業時間内は常時利用可とする。

6, その他

(ア) 天候等で利用を禁止する場合がある。

(イ) 小さい子供及び酒気を帯びてのコート内への立ち入りは、禁止するものとする。

## 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿利用規程  
(サッカー・ラグビー場、多目的広場、クライミングウォール)

**I 利用区分**

1. 児童生徒・一般別

- (1) 児童・生徒・・・小学校就学前の者及び小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者(工業高等専門学校・商船高等専門学校の生徒も含む。)とする。
- (2) 一般・・・上記以外の者とする。

2. 専用・個人利用別

(1) 専用利用

競技団体・・・・・・・・県サッカー協会、県ラグビーフットボール協会、県アーチェリー協会、県ホッケー協会、県山岳・スポーツクライミング連盟、県高体連、県中体連等とする。

公共団体・・・・・・・・国、県、県教育委員会、市町、県スポーツ協会等の関係団体とする。

一般団体・・・・・・・・上記以外の団体(概ね 20 人以上)とする。

ただし、多目的広場は数名以上、クライミングウォールは概ね 5 名以上を対象とする。

- (2) 個人利用・・・・・・・・上記以外とする。

**II 営業時間**

9:00～22:00

※ただし、12月～3月は 9:00～21:00

(夜間照明設備の設置された施設のみ夜間利用可能)

**III 休業日**

1. 原則毎月第一月曜日とする。

ただし、第一月曜日が祝日等の場合は同一月内の月曜日を休業日とする。

2. 12月29日～1月3日

3. 上記以外に7月及び12月は施設整備のため休業日を含めた3日の整備日を設けるものとする。

4. その他特別な理由があり、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課の承認を得たうえで休業日を別に定める場合がある。

#### IV 利用申し込み及び利用許可の取扱基準等

##### 1. 予約受付期間

利用区分		内 容	
専用利用	競技団体	大会等については本施設利用調整会議による。 利用調整会議後の予約については一般団体と同じとする。	
	公共団体	1年以上前から予約受付を行うことができる。	
	一般団体	サッカー・ラグビー場	利用日の3ヶ月前に当たる月の初日から、原則利用日の前日まで（一般の大規模大会はこの限りでない。）
		多目的広場	
	クライミングウォール	利用する日の3ヶ月前に当たる月の初日から原則利用の前日まで	
個人利用		クライミングウォール・・・利用する日の3ヶ月前に当たる月の初日から原則利用の前日まで	

(1) 専用利用の一般団体、個人利用の受付は原則として先着順とする。

(2) 受付開始日が休業日に当たる場合は、その翌日から受付を行うものとする。

##### 2. 予約・精算単位

(1) サッカー・ラグビー場

グラウンド、会議室・・・1時間単位（毎時00分単位）

(2) 多目的広場・・・1時間単位（毎時00分単位）

(3) クライミングウォール・・・1時間単位（毎時00分単位）

##### 3. 予約受付時間

営業時間内とする。

##### 4. 予約範囲、基準等

	利用対象	利用制限	養生期間
メイングラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的、全国的、全国的な大会</li> <li>有料試合</li> <li>主催事業</li> <li>その他管理事務所長等が定めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日の利用時間数：240分 ※ピッチ内でのアップを行う場合は利用時間数に含む。</li> <li>月の利用頻度：8日まで ※月の利用頻度を越える場合はその前後の月で調整を行う。</li> <li>年間利用回数：65回を限度 ※利用回数は半日1試合又は120分の利用を1回とする。</li> <li>連続利用は原則2日まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月下旬から5月上旬</li> <li>9月上旬から10月末</li> </ul>

第一・第二及び第四グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、試合のみとする</li> <li>・主催事業</li> <li>・その他管理事務所長等 が定めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日の利用時間制限：240分 ※ピッチ内でのアップを行う場合は利用時間 数に含む。</li> <li>・同一グラウンドの連続利用は原則2日まで ※利用後一定の養生期間を設ける。</li> <li>・月の利用頻度：10日まで ※月の利用頻度を超える場合は、その前後の月 で調整を行う。</li> <li>・年間利用回数：90回を限度 ※回数については1試合又は120分の利用を1 回とし、240分利用の場合は2回とする。</li> </ul>	<p>6月上旬から7月中旬</p> <p>※各グラウンドのうち、 いずれか1面は養生の ため、原則として利用 不可とする。</p>
第三グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試合又は練習とする</li> <li>・主催事業</li> <li>・その他管理事務所長等 が定めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日の利用時間制限：なし</li> </ul>	
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試合又は練習他とする</li> <li>・主催事業</li> <li>・その他管理事務所長等 が定めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> <li>・全面利用及び部分利用（1/3、2/3） ※アーチェリーを行う場合は、全面利用のみ。</li> </ul>	
クライミングウォール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試合又は練習他とする</li> <li>・主催事業</li> <li>・その他管理事務所長等 が定めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし ※個人利用の場合は、鈴鹿スポーツガーデンが 発行する認定者に限る。</li> <li>・全面利用</li> </ul>	

## 5. 申込方法

### (1) 専用利用

(ア) 原則として全施設とも利用者が利用許可申請書を記入のうえ、申込を行うものとする。

(イ) 電話による受付は仮予約受付とし、速やかに(概ね1週間以内)利用許可申請書を提出するものとする。

(ウ) 事前の打ち合わせを職員と充分行い、特に大会開催の場合は、必ず大会要項等を添付のこと。

### (2) 個人利用

クライミングウォール・・・利用前日までに窓口又は電話による予約を行い、利用前に申請書を提出すること。

## 6. 利用許可・不許可・取消・中止

### (1) 利用許可

利用許可申請に対する許可・不許可は、利用許可申請書受理後、速やかにその結果を申込者へ通知するものとする。

なお、利用を許可する場合、提出された申請書に許可印を押印することで申込者への通知を省略することができるものとする。

### (2) 不許可

下記に該当する場合は施設利用の許可はできないものとする。

ア 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるとき

イ 施設等を損傷するおそれがあるとき

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。

エ 施設の利用が暴力団を利することとなると疑われ、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき照会、協力要請を行い、その結果「三重県暴力団排除条例」、「三重県暴力団排除条例施行規則」に該当するとき。

オ 本施設の設置目的に反するとき

### (3) 利用の変更・取消

変更・取消がある場合は、速やかに管理事務所まで連絡のうえ、利用日の5日前までに、利用許可変更申請書・利用取消届を提出するものとする。

ただし、管理事務所長の許可がある場合は上記申請書の提出を省略できるものとする。

### (4) 利用の取消し又は中止

次の場合、すでに許可している場合でも利用許可の取消し又は利用の中止をすることができるものとする。

(ア) 条例及び規則、もしくは指示に違反したとき

(イ) 偽り、その他不正の行為により利用の許可を受けたとき

(ウ) 職員の指示に従わない場合

(エ) 天災その他やむを得ない事由により施設管理者が必要と認めるとき

(オ) 利用料金の後納許可を受けずに利用料金を前納しない場合

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められたとき。

(キ) 施設の利用が暴力団を利することとなると疑われ、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき照会、協力要請を行い、その結果「三重県暴力団排除条例」、「三重県暴力団排除条例施行規則」に該当するとき。

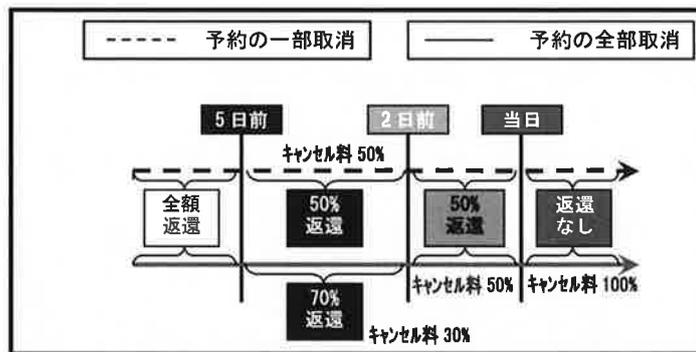
## V 利用料及び精算方法

### 1. 利用料金・・・利用料金表参照

- (1) 個人利用精算方法・・・利用当日開始前に現金収受とする。
- (2) 団体利用（前納）精算方法・・・前納対象とする指定規模の専用利用する団体は原則として利用 20 日前までに振込み、または現金収受とする。
- (3) 団体利用（前納対象外）精算方法・・・利用当日現金収受とする。

### 2. 利用変更・取消しに伴う精算処理

- (1) 利用料金は、利用時間が 1 時間に満たない時間は、1 時間で精算するものとする。
- (2) 専用利用する団体の変更又は取消を行う場合は、利用日の 5 日前までに所定の手続きを行ったうえで許可された場合のみ、利用許可内容の変更と過不足額の精算を行うものとする。  
 なお、5 日以降の変更又は取消は、所定の要領に添って一部施設利用料金を返還する場合があります。



### 3. その他

- (1) 児童生徒と一般が混合で専用利用する場合は、当該利用者人数の多い区分を適用するものとし、児童生徒と一般が同数の場合は児童料金を適用する。  
 ただし、複数の施設を児童生徒と一般を混合で利用する場合は、それぞれの施設で料金区分を適用するものとする。
- (2) 精算の受付は営業時間内とし、準備及び撤去を含む施設利用時間とする。
- (3) 準備及び撤去のための、特別開場による営業時間についても、施設利用時間とする。

## VI 利用料金の減免

### 1. 利用料金の減免を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

#### (1) 障がいのある人等の個人が利用するとき（全額免除）

- (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者
- (イ) 知的障がい者で県において発行する療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (エ) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部の児童生徒等、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒及びその引率者が福祉の増進を図ることを目的とし、個人で利用するとき（全額減免）

- (オ) その他管理事務所長が認める者
- (2) 障がいのある人の団体がスポーツ振興の場として利用するとき（半額免除）
  - (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者が組織する団体及び身体障がい者手帳を所持する者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
  - (イ) 知的障がい者で県において発行する療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者が組織する団体及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
  - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者が組織する団体及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
  - (エ) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部の児童生徒等、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒及びその引率者が福祉の増進を図ることを目的とし、団体が利用するとき
  - (オ) その他管理事務所長が認める者
- (3) 減免の手続き
 

利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書に要項、プログラム等の事業計画を示す書類を添付して利用許可申請書と併せて施設管理者に提出しなければならない。ただし、障がいのある人が利用料金の減免を受けようとする場合は、これらの者であることを証する書類又は手帳の提示をもって減免申請書の提出に代えることができるものとする。
- (4) 減免にならないもの
  - (ア) 会議室の冷暖房料
  - (イ) 施設の電光掲示板料金及び照明料金・設備及び器具の利用料金
  - (ウ) 会議室のみの利用（会議室については施設と一体的な利用をする場合、減免の対象となる。）

## VII 利用前の打ち合わせ

1. 大会の円滑な進行、施設利用期間中の事故防止のため、利用日の 14 日前までに打ち合わせを行うこと。※大会開催の場合は、大会要項、実施計画、会場配置図等を添付すること。
2. 大会の内容、規模に応じて利用者から次の関係機関等への届出を行うこと。
  - (1) 警備警察官派遣依頼……………鈴鹿警察署
  - (2) 催物開催届出、喫煙裸火使用許可願等…鈴鹿市消防署
  - (3) 飲食店営業許可……………鈴鹿保健所

## VIII 利用上の留意事項

1. 利用時間 II の営業時間内とする。
  - (1) 利用時間内に準備、片づけ、清掃及び更衣を終了し、利用施設を閉じられるようにすること。
  - (2) 大会等の開催で開場時間の変更を希望する場合は、利用日が属する前月 20 日（この日が休業日に該当する場合はその前日まで）または利用日の属する前月の 1 日まで（いずれか早い日を適用）に特別開場申請を行い、許可された場合は開場時間の変更を行うことができる。

ただし、管理事務所長が特に必要と認めたものについてはこの限りではない。

## 2. 備品等の貸し出し

各備品、倉庫・門扉等の鍵等の貸与・返却は、利用許可申請書に記載してある責任者が行うこと。

## 3. 破損・紛失

施設、付帯設備及び備品等を破損・紛失した場合は、速やかに事務所へ連絡を行い、利用者の責任において現品を弁償するものとする。

## 4. ゴミの処理、処分

(1) 利用者により発生したゴミは、利用者が持ち帰り、施設内に投棄しないこと。

(2) 収集処分を外部委託する場合は、利用者の責任と負担により行うこと。

## 5. 次の行為は禁止とする。

(1) 指定された場所以外での飲食又は喫煙

(2) 火気、危険物の持ち込み

(3) みだりに通行の妨害となる行為をすること。

(4) 騒音を発し、または暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(5) 駐車場等において管理事務所長の許可を受けた場合を除き、スケートボード、ローラースケート、マウンテンバイク、ラジコン・ドローン等駐車場以外の用途としての利用は禁止とする。

## 6. 駐車場の利用

大会等を開催する主催者は、原則として駐車整理員を配置し、他の利用者に影響のないよう通路、歩道等に駐車しないよう管理及び誘導を行うこと。

サッカー・ラグビー場利用者の駐車場の利用区分は、概ね第 1～2 駐車場（大会時は他駐車場も利用可）、多目的広場利用者の駐車場の利用区分は、概ね第 6 駐車場とする。

なお、大型バスは必ず第 2 駐車場に駐車する。

駐車場利用時間は 7 時 30 分～施設閉館後 1 時間とする。

また、大会等で駐車場の混雑が予想される場合は、多目的グラウンドを臨時駐車場に設定する場合がある。

## 7. コピー、臨時電話及び F A X の使用

(1) 利用者の所内コピー・F A X 機の使用については、有料で使用できるものとする。

(2) 臨時電話については利用者の負担により、関係機関へ手配のうえ準備すること。

## 8. 施設内の飲食及び喫煙等

(1) 各競技施設内での飲食は禁止とする。（競技中における水分補給は除く。）

(2) 会議室等では飲食はできるが、弁当等の空箱等は必ず利用者が処分をすること。

(3) 各屋内施設及び競技施設内では禁煙とし、喫煙は所定の場所で行うこと。

## 9. 目的外等の施設使用

敷地内及び施設内で施設の設置目的以外の行為を行う場合は、地方自治法の規定に基づき、事前に県（当施設管理事務所経由）に所定の届出を行い、承認を受けるものとする。

ただし、利用者に対して必要にあたる次の行為については、事前に管理事務所に所定の届出を行い、承認を受けるものとする。

(1) 物品等の配布、展示、販売等を行うとき。

(2) ポスター、看板等広告物を提示するとき。

(3) 仮設工作物を設置するとき。

※物品（競技用品、グッズ等）及び飲食類等の販売等の場合は、使用者から当施設管理事務所へ  
使用日の1ヶ月以上前までに申請し、使用許可後に必要な使用料を納入すること。

#### 10. 遠足、ピクニック等での利用

- (1) 芝生広場（サッカー・ラグビー場東側）について、所定の申請により利用できるものとする。
- (2) 芝生広場については、原則としてサッカー・ラグビー場の利用がない場合に利用できるものとする。
- (3) 競技施設については当目的での利用はできないものとする。

#### 11. 施設利用の中止

- (1) 特別警報及び暴風警報発令の場合
- (2) 地震の警戒宣言等が発令の場合
- (3) その他管理事務所長が必要と認めるとき

### Ⅸ 各施設における留意事項

#### 1. サッカー・ラグビー場

(1) 降雨等によるグラウンドの利用

天候等の状況により利用責任者と協議のうえ、利用許可を取り消す場合がある。

(2) 芝生の養生期間

良好なグラウンド状態確保のため養生期間を設け利用制限を行うものとする。

なお、養生期間はグラウンド状況によるが、概ね次のとおりとする。

(ア) メイングラウンド：オーバーシード実施時（3月下旬から5月上旬及び9月上旬から10月末）

(イ) 第1～2及び4グラウンド：6月上旬から7月中旬

(3) 第3グラウンド（人工芝）について

(ア) スパイクについている泥や異物は、よく落としてきれいにしてからグラウンドへ入場すること。

(イ) 火気を使用すると人工芝が溶ける場合があるため、グラウンド内での喫煙及び高温になる器具の使用は禁止とする。

(ウ) スポーツドリンク等による水分補給は人工芝の汚れ（べとつき）によりプレーに支障が生じる可能性があるため、グラウンド内での選手の給水以外全て飲食は禁止とする。

(エ) 人工芝の保持のため、メンテナンス車両及び緊急車両を除き、グラウンド内への車両乗り入れは禁止とする。

(オ) 人工芝の保持のため、ベンチやゴールを引きずって移動したり、重量物の設置は禁止とする。

(カ) 石灰（炭酸カルシウム）のライン材は人工芝固化の原因となるため使用は禁止とする。

(4) 館内の利用

本部室、会議室、選手更衣室、審判更衣室、貴賓室等は、メイングラウンド利用の団体を優先し、利用者が重なった場合は大会関係者と協議のうえ、決定するものとする。

(5) 施設・備品等の利用前後の管理

(ア) 利用後や試合の合間にグラウンドの整備を行うこと。

利用後は、ゴール、ネット、フラッグ等利用備品の数量を確認のうえ所定の場所に返却こと。

(イ) シューズのポイント、テーピングテープ等用具が落ちていないか確認すること。

(6) 石灰・ペイント・シューティングラインの使用

(ア) サブグラウンドの白線に使用する石灰等は当施設に常設の物を使用すること。

(イ) 石灰の費用は利用者負担とし、使用前に事務所にて確認する。

メイングラウンドの白線はペイントとし、使用するペイント代及び作業費については、利用者が負担すること。

(7) カメラマンの芝生帯内撮影についての注意事項

サッカー・ラグビーの試合における競技場内の撮影については、次の注意事項を厳守すること。

(ア) コートのエンド側芝生の端から概ね3m以内の地点から外側で撮影すること。

原則として一脚の物を使用すること。

ただし、やむを得ず三脚を使用する場合は、足の部分のカバーを敷かずに直接芝生の上に立てて撮影すること。

(イ) ポータブルチェア（折りたたみ式、背もたれ無し）以外の椅子は使用不可とする。

(ウ) ポータブルチェア一脚または三脚以外の器具、ボックス、机、手荷物等を芝生の上に置かないよう注意すること。

(エ) 芝生内の撮影は原則として試合開始後に行うこと。

(オ) 芝生内のテレビ撮影は、ハンディカメラで行うこと。また、試合中の移動は判定の妨げとなるので留意すること。

(8) その他注意事項

(ア) 大会等で報道関係者の入場がある場合は、必ず事務所に申し出ること。

(イ) 缶飲料類の持ち込みは原則として禁止するものとする。

(ウ) 競技場以外の緑地帯は利用できないものとする。

(エ) 試合後や合間にグラウンド内で練習することは禁止するものとする。

(オ) グラウンド内の芝生（公式規格内）にはテントの設営及び椅子類は持ち込みできないものとする。

ただし、競技運営上やむを得ない場合は事務所に申し出ることとする。

(カ) 試合前のアップ及び試合後のクーリングダウンは、原則ピッチ外で行うこと。

なお、試合開始前15分間及びハーフタイムに限り、アップを認めるものとする。

2. 多目的広場

(1) 降雨等による広場の利用

天候等の状況により利用責任者と協議のうえ、利用許可を取り消す場合がある。

(2) 広場の利用方法

(ア) アーチェリー競技で利用する場合は、安全のため必ず全面利用とする。

(イ) アーチェリー競技を行う場合は、協会関係者及び指導者が同伴しないと利用できないものとする。

(ウ) フットサルについては、すべて面貸しとし3面まで利用可能とする。

(エ) アーチェリー競技で利用する場合は、利用する備品の本数等を利用責任者が責任を持って管理事務所に連絡すること。また、終了時は備品等を確認し所定の場所に納めること。

(3) 利用前後のグラウンド整備

(ア) 競技終了後は、備え付けのレーキ及びブラシでグラウンド整備を行うこと。

(イ) 利用終了後は、ゴール、ネット、アーチェリー用具等利用備品を所定の場所に数量を確認し片付けること。

(ウ) グラウンド利用の靴については、指定はない。

(エ) グラウンド内及び付近での喫煙、飲食は禁止するが、競技者等の水分補給は可能とする。ただし、持込ゴミ等はすべて持ち帰るものとする。

(4) 石灰の使用

グラウンドの白線に使用する石灰は、常設の物を使用すること。

(石灰の使用については、有料で使用できるものとする。)

また、ペイントにより白線を引く場合は、施は業者と別途協議すること。

(5) その他

必要備品(テント、机、椅子)等は、管理事務所に申し出ること。

3. クライミングウォール

(1) クライミングウォール施設の利用について

本施設はスポーツクライミング施設であり、確実な確保・登攀技術がないと危険であるため、本施設を利用する場合は必ず事前に本施設が実施する講習会等に参加し、認定証を取得してから利用できることとする。

なお、競技団体が主催する大会に参加する者、または学校クラブ活動として指導者が引率してきている参加者についてはこの限りではない。

(ア) 個人で利用する場合

初めてクライミングを行うものについては、原則として本施設が主催する体験会に参加するものとする。

また、クライミング経験者が個人で利用する場合は、利用する三分の一以上の者が、本施設が発行する認定証を保有しているものとする。

高校生以下の者が利用する場合には認定証を保有する成年の引率責任者を必要とする。

(イ) 団体に利用する場合

本施設が発行する認定証を保有した利用責任者を定めること。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿利用規程（体育館）

### I 利用区分

#### 1. 児童生徒・一般別

(1) 児童・生徒・・・小学校就学前の者及び小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者(工業高等専門学校・商船高等専門学校の生徒も含む。)とする。

(2) 一般・・・上記以外の者とする。

#### 2. 専用・個人利用別

##### (1) 専用利用

競技団体・・・県ソフトテニス連盟、県サッカー協会、県卓球協会、県バドミントン協会、  
県バレーボール協会、県バスケットボール協会、県レスリング協会、県ハンドボール協会、  
県高体連、県中体連等とする。

公共団体・・・国、県、県教育委員会、市町、県スポーツ協会等の関係団体とする。

一般団体・・・上記以外の団体（概ね 20 人以上）とする。

その他団体・・・上記以外の団体（概ね 20 名未満）

##### (2) 個人利用

個人・・・トレーニング室利用者とする。

### II 営業時間

9:00～22:00

※ただし、12月～3月は 9:00～21:00

### III 休業日

1. 原則毎月第一月曜日とする。

ただし、第一月曜日が祝日等の場合は同一月内の月曜日を休業日とする。

2. 12月29日～1月3日

3. 上記以外に7月及び12月は施設整備のため休業日を含めた3日の整備日を設けるものとする。

4. その他特別な理由があり、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課の承認を得たうえで休業日を別に定める場合がある。

### IV 利用申し込み及び利用許可の取扱基準等

#### 1. 予約受付期間

利用区分		内 容	
専用利用	競技団体	大会等についてはガーデン利用調整会議による。 調整会議後の予約については一般団体と同じとする。	
	公共団体	1年以上前から予約受付を行うことができる。	
	一般団体 個人	全部利用	利用日の1年前に当たる月の初日から、原則利用日の20日前まで

		部分利用	利用日の 3 ヶ月前に当たる月の初日から原則利用日の前日まで（一般の大規模大会はこの限りでない。）
個人利用			トレーニング室・・・利用前に入場券を購入

- (1) 専用利用の一般団体、個人利用の受付は原則として先着順とする。  
(2) 受付開始日が休業日に当たる場合は、その翌日から受付を行うものとする。

## 2, 予約・精算単位

1 時間単位（毎時 00 分単位）

## 3, 予約受付時間

営業時間内とする。

## 4, 予約範囲、基準等

区 分		競 技 名
全部利用		フットサル・バスケットボール・バレーボール・バドミントン・テニス・レスリング・卓球・ハンドボール等
部分利用	1/4	個人等同上
	1/2	
	3/4	

## 5, 申込方法

### (1) 専用利用

- (ア) 原則として全施設とも利用者が利用許可申請書を記入のうえ、申込を行うものとする。  
(イ) 電話による受付は仮予約受付とし、速やかに(概ね 1 週間以内)利用許可申請書を提出するものとする。  
(ウ) 事前の打合せを職員と充分行い、特に大会開催の場合は、必ず大会要項等を添付のこと。

### (2) 個人利用

体育館トレーニング室・・・利用前に券売機で入場券を購入すること。

※定期券については管理事務所窓口にて購入すること。

## 6, 利用許可・不許可・取消・中止

### (1) 利用許可

利用許可申請に対する許可・不許可は、利用許可申請書受理後、速やかにその結果を申込者へ通知するものとする。

なお、利用を許可する場合、提出された申請書に許可印を押印することで申込者への通知を省略することができるものとする。

### (2) 不許可

下記に該当する場合は施設利用の許可はできないものとする。

- ア 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるとき  
イ 施設等を損傷するおそれがあるとき  
ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。

エ 施設の利用が暴力団を利することとなると疑われ、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき照会、協力要請を行い、その結果「三重県暴力団排除条例」、「三重県暴力団排除条例施行規則」に該当するとき。

オ ガーデンの設置目的に反するとき

(3) 利用の変更・取消

変更・取消がある場合は、速やかに管理事務所まで連絡のうえ、利用日の5日前までに、利用許可変更申請書・利用取消届を提出するものとする。

ただし、管理事務所長の許可がある場合は上記申請書の提出を省略できるものとする。

(4) 利用の取消し又は中止

次の場合、すでに許可している場合でも利用許可の取消し又は利用の中止をすることができるものとする。

(ア) 鈴鹿スポーツガーデン条例及び規則、もしくは指示に違反したとき

(イ) 偽り、その他不正の行為によりガーデン利用の許可を受けたとき

(ウ) 職員の指示に従わない場合

(エ) 天災その他やむを得ない事由により施設管理者が必要と認めるとき

(オ) 利用料金の後納許可を受けずに利用料金を前納しない場合

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められたとき。

(キ) 施設の利用が暴力団を利することとなると疑われ、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」に基づき照会、協力要請を行い、その結果「三重県暴力団排除条例」、「三重県暴力団排除条例施行規則」に該当するとき。

## V 利用料及び精算方法

### 1, 利用料金・・・利用料金表参照

(1) 個人利用精算方法・・・利用当日開始前に券売機等で入場券を購入又は、現金收受とする。

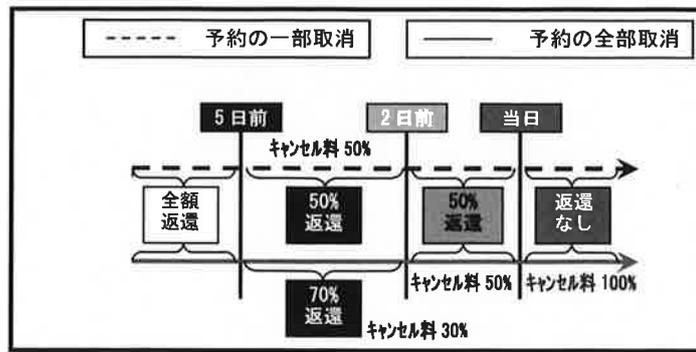
(2) 団体利用（前納）精算方法・・・前納対象とする指定規模の専用利用する団体は原則として利用20日前までに振込み、または現金收受とする。

(3) 団体利用（前納対象外）精算方法・・・利用当日現金收受とする。

### 2, 利用変更・取消しに伴う精算処理

(1) 利用料金は、利用時間が1時間に満たない時間は、1時間で精算するものとする。

(2) 専用利用する団体及び個人が変更又は取消を行う場合は、利用日の5日前までに所定の手続きを行ったうえで許可された場合のみ、利用許可内容の変更と過不足額の精算を行うものとする。なお、5日以降の変更又は取消は、所定の要領に添って一部施設利用料金を返還する場合がある。



### 3, その他

- (1) 児童生徒と一般が混合で専用利用する場合は、当該利用者人数の多い区分を適用するものとし、児童生徒と一般が同数の場合は児童料金を適用する。  
ただし、複数の施設を児童生徒と一般を混合で利用する場合は、それぞれの施設で料金区分を適用するものとする。
- (2) 精算の受付は営業時間内とし、準備及び撤去を含む施設利用時間とする。
- (3) 準備及び撤去のための、特別開場による営業時間についても、施設利用時間とする。

## VI 利用料金の減免

### 1, 利用料金の減免を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

#### (1) 障がいのある人等の個人が利用するとき（全額免除）

- (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者
- (イ) 知的障がい者で県において発行する療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (エ) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部の児童生徒等、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒及びその引率者が福祉の増進を図ることを目的とし、個人で利用するとき（全額減免）
- (オ) (ア) ～ (エ) の介助者又は介添者（障がいのある人 1 人につき 1 人に限る）
- (カ) その他管理事務所長が認める者

#### (2) 障がいのある人の団体がスポーツ振興の場として利用するとき（半額免除）

- (ア) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者が組織する団体及び身体障がい者手帳を所持する者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
- (イ) 知的障がい者で県において発行する療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者が組織する団体及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者が組織する団体及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者の福祉の増進を図ることを目的とする団体
- (エ) 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部の児童生徒等、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒及びその引率者が福祉の増進を図ることを目的とし、団体が利用するとき
- (オ) その他管理事務所長が認める者

### (3) 減免の手続き

利用料金の減免を受けようとする者は、三重県営鈴鹿スポーツガーデン利用料金減免申請書に要項、プログラム等の事業計画を示す書類を添付して利用許可申請書と併せて当該体育施設の管理者に提出しなければならない。ただし、障がいのある人利用料金の減免を受けようとする場合は、これらの者であることを証する書類又は手帳の提示をもって減免申請書の提出に代えることができるものとする。

### (4) 減免にならないもの

(ア) 会議室の冷暖房料

(イ) 施設の電光掲示板料金及び照明料金・設備及び器具の利用料金

(ウ) 会議室のみの利用（会議室については施設と一体的な利用をする場合、減免の対象となる。）

## Ⅶ 利用前の打ち合わせ

1, 大会の円滑な進行、施設利用期間中の事故防止のため、利用日の 14 日前までに打ち合わせを行うこと。 ※大会開催の場合は、大会要項、実施計画、会場配置図等を添付すること。

2, 大会の内容、規模に応じて利用者から次の関係機関等への届出を行うこと。

(1) 警備警察官派遣依頼……………鈴鹿警察署

(2) 催物開催届出、喫煙裸火使用許可願等…鈴鹿市消防署

(3) 飲食店営業許可……………鈴鹿保健所

## Ⅷ 利用上の留意事項

1, 利用時間 II の営業時間内とする。

(1) 利用時間内に準備、片づけ、清掃及び更衣を終了し、利用施設を閉じられるようにすること。

(2) 大会等の開催で開場時間の変更を希望する場合は、利用日が属する前月 20 日（この日が休業日に該当する場合はその前日まで）または利用日の属する前月の 1 日まで（いずれか早い日を適用）に三重県営鈴鹿スポーツガーデン特別開場申請を行い許可された場合は開場時間の変更を行うことができる。

ただし、管理事務所長が特に必要と認めたものについてはこの限りではない。

2, 備品等の貸し出し

各備品、倉庫・門扉等の鍵等の貸与・返却は、利用許可申請書に記載してある責任者が行うこと。

3, 破損・紛失

施設、付帯設備及び備品等を破損・紛失した場合は、速やかに事務所へ連絡を行い、利用者の責任において現品を弁償するものとする。

4, ゴミの処理、処分

(1) 利用者により発生したゴミは、利用者が持ち帰り、施設内に投棄しないこと。

(2) 収集処分を外部委託する場合は、利用者の責任と負担により行うこと。

5, 次の行為は禁止とする。

(1) 指定された場所以外での飲食又は喫煙

(2) 火気、危険物の持ち込み

(3) みだりに通行の妨害となる行為をすること。

(4) 騒音を発し、または暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(5) 駐車場等において管理事務所長の許可を受けた場合を除き、スケートボード、ローラースケート、マウンテンバイク、ラジコン・ドローン等駐車場以外の用途としての利用は禁止とする。

#### 6, 駐車場の利用

大会等を開催する主催者は、原則として駐車整理員を配置し、他の利用者に影響のないよう通路、歩道等に駐車しないよう管理及び誘導を行うこと。

体育館利用者の駐車場の利用区分は、概ね第3駐車場（大会時は他駐車場も利用可）とする。

なお、大型バスは必ず第2駐車場に駐車する。

駐車場利用時間は7時30分～施設閉館後1時間とする。

#### 7, コピー、臨時電話及びFAXの使用

(1) 利用者の所内コピー・FAX機の使用については、有料で使用できるものとする。

(2) 臨時電話については利用者の負担により、関係機関へ手配のうえ準備すること。

#### 8, 施設内の飲食及び喫煙等

(1) 各競技施設内での飲食は禁止とする。（競技中における水分補給は除く。）

(2) 会議室等では飲食はできるが、弁当等の空箱等は必ず利用者が処分をすること。

(3) 各屋内施設及び競技施設内では禁煙とし、喫煙は所定の場所で行うこと。

#### 9, 茶器類の貸し出し

会議室の備え付けの茶器を使用すること。なお、茶葉等は利用者で用意するとともに、使用後は洗ってから返却すること。

#### 10, 目的外等の施設使用

ガーデン敷地内及び施設内で施設の設置目的以外の行為を行う場合は、地方自治法の規定に基づき、事前に県（当施設管理事務所経由）に所定の届出を行い、承認を受けるものとする。

ただし、利用者に対して必要にあたる次の行為については、事前に管理事務所に所定の届出を行い、承認を受けるものとする。

(1) 物品等の配布、展示、販売等を行うとき。

(2) ポスター、看板等広告物を提示するとき。

(3) 仮設工作物を設置するとき。

※物品（競技用品、グッズ等）及び飲食類等の販売等の場合は、使用者から当施設管理事務所へ使用日の1ヶ月以上前までに申請し、使用許可後に必要な使用料を納入すること。

#### 11, 施設利用の中止

(1) 暴風警報発令の場合

(2) 地震の警戒宣言等が発令の場合

(3) その他管理事務所長が必要と認めるとき

### IX 各施設における留意事項

#### 1, 体育館

(1) 体育館利用の際、必ず室内シューズを使用すること。また、器具、用具は慎重に取り扱うこと。

(2) 利用者の故意または過失により、備品等を破損、紛失した時は、場合によってその修理また補修に要する費用を請求する。（器具、用具を破損した場合はすぐに管理事務所職員まで連絡するものとする。）

(3) 床にテープを使用する場合は必ず専用コート用ラインテープを使用すること。

- (4) 体育館フロア及び指定場所以外での飲食は禁止とする。
- (5) 館内は全面禁煙とする。
- (6) 持ち込みの空き缶（ボール・飲み物）、ペットボトル、ゴミ等は必ず持ち帰ること。
- (7) 大会、合宿、練習において使用したラインテープは終了後現状に戻すこと。  
なお、大会、合宿等が2日以上にわたる場合は職員に申し出ること。
- (8) 卓球台の移動は必ず2名以上、バスケットゴール・体操マットの出し入れ移動等は必ず大人5名以上で行なってください。  
(防球ネットの設置、収納については足で扱ったりせず丁寧に取扱うこと。)
- (9) マツヤニ等、床壁等を汚す恐れのある物は使用しないこと。
- (10) 利用者は利用当日、利用開始前と終了後管理事務所にて受付と確認を行うこと。
- (11) 体育館の照明利用については開始10分前に点灯を行う。
- (12) 利用した器具等については所定の場所に整理整頓し収納すること。

## 2, トレーニング室の利用について

- (1) 利用時間は営業時間内とする。(最終入場は営業終了1時間前とする。)
- (2) 1回の利用は2時間(2時間未満の場合は2時間する。)までとする。
- (3) 利用は中学生以上とする。  
ただし、中学生が利用する場合は、保護者又は指導者がトレーニング室に入場し、指導監督する場合のみ利用可能とする。
- (4) トレーニングウェア、室内専用シューズを使用すること。
- (5) 次に該当する者はトレーニング室の利用をお断りする。
  - (ア) 酒気を帯びた者
  - (イ) 医師に運動を禁止されている者
  - (ウ) 他人への迷惑となる行為をする者、公序良俗を乱す者
- (6) 更衣室は利用できるが、更衣室内のシャワーは有料で利用できるものとする。
- (7) ペット類(身障者補助犬法に伴う補助犬は除く)、及び危険物の館内への持込は禁止する。
- (8) 指定場所以外での喫煙、トレーニング室・更衣室での食事等は禁止とする。(ただし水分補給を除く)
- (9) 器具・用具類の持込及び撮影は禁止する。
- (10) トレーニング室で負傷(故障)した場合、応急処置はするが、以後の責任は負わない。(ただし、社会体育施設保険の適用範囲の対応とする。)

## 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

# 令和3年度三重県営鈴鹿スポーツガーデン事業計画書

## I、管理運営方針について

### 1、管理運営の総合的な基本方針

#### (1) 管理運営の方針

施設の管理運営を実施するに当たり、利用者の満足度の向上、平等で公平な利用を基本に、県の中核的スポーツ施設としての機能・特性を最大限に発揮させるよう下記の方針により運営管理を行う。

ア、競技目的の人々のみでなく、様々な人々が集う賑わいの場の創造

イ、県施策の実現への貢献

ウ、施設の有効活用と収益性の向上

#### (2) 競技団体等と連携した施設運営

加盟団体等と包括的な連携を行うことで施設の特性を存分に発揮し、公共性・公益性・経済性の確保や県民の顔の見える関係で利用者サービスの向上を図る。

#### (3) 競技力向上及び生涯スポーツの拠点施設としての役割・使命の達成

ア、競技力向上の拠点施設として県の競技力向上に貢献すると共に、三重とこわか国体・とこわか大会、東京オリンピック・パラリンピック大会、東海大会・全県的な競技大会等に寄与するための支援体制づくりに努める。

イ、生涯スポーツの普及・振興に取組み、子どもから高齢者、障がい者、外国人等、全ての県民が生涯の各時期を通じ、目的に応じて日常的・継続的にスポーツを楽しめる環境づくりを目指す。

ウ、国内外のトップレベルの選手が参加する大規模大会の開催や強化合宿・キャンプ地の誘致、さらにトップレベルの選手との交流会等を開催することで、スポーツの「する人」「みる人」「支える人」の環境を整えスポーツの感動を共有できる機会を提供する。

#### (4) 「地域の憩いの場」「体験・交流の場」の創造を通じた集客交流の促進

他団体や地元地域との協創により競技者以外の視点でのイベントの開催や新たな施設活用プランの作成・提案を行うことを通じて、ダイバーシティ社会に相応しい様々な人々が集う体験・交流の場を創造する。

### 2、成果目標と自己評価

#### (1) 独自の成果目標の設定

ア、三重とこわか国体・とこわか大会、東京オリンピック・パラリンピック大会、東海大会・全県的な競技大会等を視野に入れながら、長期的な視点に立って施設の運営上必要と思われる独自成果目標を設定し、定められた成果目標と独自成果目標の達成に向け施設運営を行う。

イ、定期的実施する利用者アンケートによる満足度調査を行うと共に結果を掲示することにより利用者へ周知し利用者満足度の向上に努める。

#### (2) 事業評価を通じた継続的改善活動の実施

施設管理運営の全ての業務に「PDCAサイクル」による改善システムを取り入れ、効果的・効率的な施設運営や利用者ニーズ等、日常的に業務改善に向けた取組みを行う。

### 3、企業(団体)の社会的責任

#### (1) 設置目的を達成するための強力な組織体制

本協会加盟団体の協力体制の下、各競技団体が開催する競技大会等に関し円滑に運営できるよう、相互に調整を行ったうえで施設運営を行うことができるよう組織体制の強化を図る。

#### (2) 企業(団体)倫理

スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神を養成する事を目的とした不特定多数の方々の利益の増進に寄与する公益財団法人としてスポーツを通じて県が推進する施策の実現に向けた施設運営に取り組む。

(3) 環境管理

平成25年に策定された「三重県地球温暖化対策条例」に基づき、各施設の適正な温度管理や節電等によって省エネに努めることで、環境に配慮した管理運営に取り組む。

(4) コンプライアンス及び個人情報保護の徹底

各種関係法令の遵守とともに法令等に対応するために各種研修会等に参加し法令順守に対する意識向上に取り組む。

(5) 地元雇用及び障がい者雇用対策

施設管理作業やルーチン業務については、非常勤職員がその業務にあたるが、非常勤職員採用に当たっては高齢者、障がい者、地元優先の人材雇用を行う。

また、地元シルバー人材センターからの派遣スタッフに業務を委ねることで地元人材の活用に努める。

## II、運營業務に関する事項

### 1、利用料金の設定、減免等

(1) 適正な利用料金の設定

(2) 各施設の利用状況を考慮し、利用率向上と収入確保を目的とした利用料金の改定

(3) 三重とこわか国体・とこわか大会に向けた選手強化等の取組みへの減免制度の導入

(4) 利用時間外における利用料金体系の設定

(5) 障がい者の方々のスポーツ活動の支援と障がい者スポーツの推進を図るための減免制度の設定

### 2、利用時間・休館日

(1) 利用時間の拡大によるサービスの向上

可能な限り休業日を削減し、営業時間を延ばすことで、スポーツに触れる機会を増加させ、利用者サービスの向上を図る。

ただし、安易に営業時間を伸ばすことは経費の増大にもつながるため、過去の運営経験から得た利用状況や利用形態を分析し、利用時間及び休業日を設定する。

(2) 特別開場

専用利用については、大会規模等に応じて特別開場による営業時間の拡大を引き続き行う。特に、三重とこわか国体・とこわか大会、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた競技力向上に対する取組みによる特別開場の利用については、最大限配慮して支援を行う。

### 3、貸館業務

(1) 競技団体との利用調整

ア、施設の特性を考慮し、大規模大会が円滑に開催できるよう利用競技団体等と調整会議を開催する。

イ、三重とこわか国体・とこわか大会に向け利用競技団体等と利用調整を行い、支援体制づくりを進める。

(2) 施設等の提供

利用者数の増加を図るため次のとおり実施する。

ア、継続的な広報活動及び利用促進活動の実施

イ、固定客の増加を図るための定期券・回数券・季節限定パスポートの発行（一部施設のみ）

ウ、利用規模・利用状況に応じた営業時間の設定

エ、利用者アンケートの実施

利用者の要望を反映させ、よりよい施設環境を提供できるようアンケートの実施と常時意見を聞き取れる体制を確保する。

#### 4、主催事業

- (1) 生涯スポーツへ導くきっかけづくりとして多くの県民が参加できる多種多様なスポーツ教室の充実を図る。(目標：通年 396 講座、短期・体験 121 講座)
- (2) 競技力向上を目的としたトップアスリートやオリンピアによる教室を開催する。
- (3) 地域スポーツ推進を目的とした総合型クラブと連携した教室を開催する。
- (4) スポーツ指導員に必要とされる共通講習会や種目別技術指導講習会を開催基準以上開催する。  
(共通講習会年県 3 回以上、種目別技術指導講習会年間 10 回以上)
- (5) 本協会加盟団体や近隣スポーツ団体など様々な主体と連携して冠カップ、スポーツフェスタ、季節型イベント、スポーツコンパ等を開催し、身近で気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組む。
- (6) 県民の皆さんでつくるテニスサークルの登録制度を設定して、使用料の一括精算制度や継続利用のための環境整備を行うなどスポーツサークル活動の支援を行う。
- (7) 「健康マイレージ制度」(三重とこわか健康マイレージ事業)の普及のために、マイレージ特典協力店に登録して利用特典制度を設け健康増進に向けた取組みを支援する。

#### 5、利用者サービス向上策

- (1) 宿泊・飲食・物品サービス
  - ア、本協会直営のスポーツマンハウス鈴鹿と連携して施設使用時における柔軟な利用時間帯の設定などの配慮により利便性の向上に努める。
  - イ、施設内でのパンやスナック菓子等の販売サービスにより利用しやすい環境の提供を行う。
- (2) 「笑顔であいさつ、明るい接遇」をコンセプトのもと常に利用者満足度向上を目指し、「安心して快適に利用できる施設」の提供を行う。
- (3) 利用者が安全・安心してスポーツ活動を行うために、清潔な施設を維持するよう常に衛生・環境整備に配慮する。
- (4) 大会開催にあたり主催者が運営しやすいようスタッフの配置を調整し、特別会場等により利用時間枠の拡大などの配慮を行う。
- (5) 最寄のバス停留所である「三重交通Gスポーツの杜鈴鹿ぐち」から施設敷地内へ独自に無料シャトルバスを運行して利便性の向上を図る。
- (6) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、働く人たちや子育て中の方々が参加しやすい内容のスポーツ教室を充実させると共に、時間帯の設定にも配慮し、スポーツを通じた次世代育成支援に努める。
- (7) 指定管理者として削減した経費を利用して施設整備及び備品整備を実施するとともに、営業努力による収支差について全て修繕費に充当し施設の維持健全化に努める。

#### 6、広報活動

- (1) 「三重県広聴広報基本方針」に基づき、広聴広報活動を展開していき、施設の魅力と多様な主催事業を主要メディアのみでなく地域型メディアを含め広報活動の充実を図る。
  - ア、刊行物発行
  - イ、県政だより・市町広報による情報発信
  - ウ、ホームページによる情報発信
  - エ、報道・放送メディアによる情報発信
  - オ、フリーペーパーによる情報発信

- カ、地元自治会回覧
- キ、報道への情報提供
- ク、SNSの活用

## 7、利用増大策

### (1) 宿泊施設と連携したサービス体制の充実

ア、宿泊施設「スポーツマンハウス鈴鹿」と連携し宿泊に併せた本施設の柔軟な利用時間の対応と施設予約・宿泊予約の一体的なサービス体制づくりを進める。

### (2) 主催事業の充実

ア、あらゆる世代、年齢や性別、障がい、国籍等を問わず広く人々の関心や適性等に応じた教室やスポーツ以外の文化活動を取り入れるなど利用者ニーズに対応できる教室を企画する。

イ、健康の保持増進及び体力向上への意識の高まりを受け、県民向けサービスの充実に取り組む。

- ・ウォーキングコース、クロスカントリーコース
- ・ランニングコース
- ・ウォーキングワンポイントレッスン
- ・健康マイレージ制度への参加
- ・県障がい者スポーツ協会と連携した「障がい者スポーツ体験」の企画
- ・県レクリエーション協会と連携した「ニュースポーツ教室」の企画

### (3) アクセス改善

ア、大規模大会時に三重交通バスの協力を得て、臨時バス路線の運行が可能となっていることから今後も継続を行う。

イ、最寄のバス停留所からガーデン敷地内へ独自に無料シャトルバスを運行して、利用者の利便性を図る。

### (4) 施設敷地の有効利用

ア、施設にある休眠地等をオープンスペースとして有効活用し「人々が集い、賑わいを生み出す場所」を目指す。

- ・水泳場南側芝生広場
- ・修景広場
- ・サッカー・ラグビー場メイングラウンドバックスタンド裏及び周辺の芝生地

### (5) 平日利用拡大策

ア、大会や専用予約等で土日祝日の利用が多い反面、平日の予約については余裕があることから、平日の稼働を上げ利用拡大に取り組む。

### (6) スポーツイベント等の開催

- ア、独自大会（冠大会）の開催
- イ、無料開放イベント「スポーツフェスタ」の開催
- ウ、季節型イベントの開催
- エ、インクルーシブ・スポーツ交流会の開催
- オ、大規模大会の誘致
- カ、トップアスリートによるスポーツ教室の開催
- キ、トップアスリート合宿、キャンプ地等の誘致と受入

## 8、他団体・地域との連携

- (1) 地元鈴鹿市の開催する各種イベント会場として、施設利用予定を考慮のうえ開催協力を行う。
- (2) 地元自治会等の開催行事に対する施設開放を行い積極的に協力する。

- (3) 地域の中学校などが行う職業体験の受け入れを行う。

### Ⅲ、管理業務に関する事項

#### 1、維持管理業務全般

##### (1) 維持管理業務のコンセプト

- ア、生涯スポーツの振興と競技力向上の拠点となる総合的なスポーツ施設として今後も利用いただくために日頃から適切な維持管理業務を行い設備の故障など最小限に留めるよう努力する。
- イ、設備の故障や進行する老朽化に対して受身的に対処するのではなく、これまでの指定管理で得た経験を生かし「予防保全による適切な維持管理」「長期保存計画の作成と提案」を核とした維持管理業務に取り組む。

##### (2) 外部委託業務

- ア、保守点検を含め施設設備の安定した維持管理には、専門的な知識・技能が必要になることから、特殊装備を安全かつ良好な状態で利用者に提供していくために、今以上の維持管理レベルを保つよう外部委託を行い、効果的な管理体制を確立する。

##### (3) コスト削減等のための管理運営縮減策のポイント

- ア、管理運営費の縮減は、管理運営業務に係わる3つのコスト要因「ヒト」「コト」「モノ」をいかに効率よく合理的のコントロールすることにかかっていることから、「人件費の削減」「業務手法の見直し」「設備類の見直し」の3つに視点から取り組みを進める。

#### 2、利用者の安全確保策、事故防止策

- (1) 利用者が常に安全・安心に施設を利用できるよう各委託業者との業務連携を強化し、1年を通して24時間体制により危機管理に対応した管理運営を行う。

ア、予防保全と情報収集

イ、定期的な研修、訓練の実施

ウ、AEDの設置拡大（屋外大会時のAEDの貸出）

- (2) 防犯防災対策については、子どもや高齢者、障がい者、外国人等様々な利用者状況からみて、予見義務・回避義務に基づく事前予防、継続的な訓練・研修及び発生時の迅速な対応を行う必要があることから、スタッフの防犯・防災意識の向上と来場者全てを含めた対策を強化する。

#### 3、緊急時・事故発生時の対応等危機管理

- (1) 利用者の安全確保を最優先に行動する迅速な初期対応や二次的危機の発生を防止するため、危機管理に対する取組みをさらに強化する。また、常に状況に応じた危機管理マニュアルの見直しを継続して行う。

- (2) ガーデンは中勢防災拠点である三重県消防学校の補助的施設として位置づけられていることから、災害時にはヘリポート、物資集配場、駐車場、会議室等として優先的に施設提供を行う。

また、平成24年2月から運用が開始された三重県ドクターヘリランデブーポイントとして指定されており、ドクターヘリの運用に協力する。

- (3) 災害時には通信回線の混雑・不通が予想されることから、各施設を含む敷地内全域がカバーできる通信手段として、平時はスタッフ間の業務連絡や大会進行等に使用しているインカムを通信手段として活用する。

#### 4、個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」「三重県個人情報保護条例」を遵守し、この2つの法令に準じて策定された「公益財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」並びに「公益財団法人三重県体育協会特定個人情報取扱規程」に基づき厳格に取扱を行い、構成員

であるジャパンスポーツ及び委託業者においてもこれらを準用する。

#### IV、指定管理者の取組目標

##### 1、施設利用人数目標

年度 利用者 数	水泳場利用人数		庭球場利用人数		サッカー場利用人数		体育館利用人数	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
4月	15,300		9,200		5,800		6,200	
	7,800	7,500	2,600	6,600		5,800	1,700	4,500
5月	19,500		9,600		9,400		5,700	
	9,300	10,200	3,300	6,300		9,400	1,900	3,800
6月	17,900		8,700		8,200		6,200	
	9,400	8,500	3,000	5,700		8,200	1,900	4,300
7月	24,800		10,200		9,300		7,200	
	13,200	11,600	2,900	7,300		9,300	1,700	5,500
8月	29,600		12,900		10,900		7,400	
	19,200	10,400	3,000	9,900		10,900	1,700	5,700
9月	18,400		9,400		13,800		6,600	
	11,000	7,400	2,500	6,900		13,800	1,500	5,100
10月	18,600		9,100		10,800		8,300	
	9,600	9,000	2,800	6,300		10,800	1,600	6,700
11月	21,700		8,000		13,500		6,500	
	7,500	14,200	2,800	5,200		13,500	1,600	4,900
12月	17,600		7,900		8,100		5,500	
	6,200	11,400	2,000	5,900		8,100	1,400	4,100
1月	17,700		6,600		6,000		6,000	
	8,300	9,400	2,600	4,000		6,000	1,900	4,100
2月	16,300		6,100		6,900		6,500	
	7,100	9,200	1,900	4,200		6,900	1,900	4,600
3月	19,200		8,400		8,800		7,700	
	7,900	11,300	2,400	6,000		8,800	1,900	5,800
第一 四半期	52,700		27,500		23,400		18,100	
	26,500	26,200	8,900	18,600		23,400	5,500	12,600
第二 四半期	72,800		32,500		34,000		21,200	
	43,400	29,400	8,400	24,100		34,000	4,900	16,300
第三 四半期	57,900		25,000		32,400		20,300	
	23,300	34,600	7,600	17,400		32,400	4,600	15,700
第四 四半期	53,200		21,100		21,700		20,200	
	23,300	29,900	6,900	14,200		21,700	5,700	14,500
年度 合計	236,600		106,100		111,500		79,800	
	116,500	120,100	31,800	74,300	0	111,500	20,700	59,100
534,000								

## 2、大会開催目標

第一四半期	4月				5月				6月							
	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館				
	2	14	8	7	2	13	11	7	6	10	10	8				
第二四半期	7月				8月				9月							
	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館				
	7	12	11	11	4	14	11	11	3	14	10	7				
第三四半期	10月				11月				12月							
	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館				
	4	12	9	7	5	12	10	9	2	12	10	9				
第四四半期	1月				2月				3月							
	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館	水泳場	庭球場	サッカー場	体育館				
	1	9	7	7	5	8	7	7	3	12	10	10				
年度合計	水泳場				庭球場				サッカー場				体育館			
	44				142				114				100			
	400															

年度 利用者 数	水泳場利用人数		庭球場利用人数		サッカー場利用人数		体育館利用人数	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
4月	15,300		9,200		5,800		6,200	
	7,800	7,500	2,600	6,600		5,800	1,700	4,500
5月	19,500		9,600		9,400		5,700	
	9,300	10,200	3,300	6,300		9,400	1,900	3,800
6月	17,900		8,700		8,200		6,200	
	9,400	8,500	3,000	5,700		8,200	1,900	4,300
7月	24,800		10,200		9,300		7,200	
	13,200	11,600	2,900	7,300		9,300	1,700	5,500
8月	29,600		12,900		10,900		7,400	
	19,200	10,400	3,000	9,900		10,900	1,700	5,700
9月	18,400		9,400		13,800		6,600	
	11,000	7,400	2,500	6,900		13,800	1,500	5,100
10月	18,600		9,100		10,800		8,300	
	9,600	9,000	2,800	6,300		10,800	1,600	6,700
11月	21,700		8,000		13,500		6,500	
	7,500	14,200	2,800	5,200		13,500	1,600	4,900
12月	17,600		7,900		8,100		5,500	
	6,200	11,400	2,000	5,900		8,100	1,400	4,100
1月	17,700		6,600		6,000		6,000	
	8,300	9,400	2,600	4,000		6,000	1,900	4,100
2月	16,300		6,100		6,900		6,500	
	7,100	9,200	1,900	4,200		6,900	1,900	4,600
3月	19,200		8,400		8,800		7,700	
	7,900	11,300	2,400	6,000		8,800	1,900	5,800
第一 四半期	52,700		27,500		23,400		18,100	
	26,500	26,200	8,900	18,600		23,400	5,500	12,600
第二 四半期	72,800		32,500		34,000		21,200	
	43,400	29,400	8,400	24,100		34,000	4,900	16,300
第三 四半期	57,900		25,000		32,400		20,300	
	23,300	34,600	7,600	17,400		32,400	4,600	15,700
第四 四半期	53,200		21,100		21,700		20,200	
	23,300	29,900	6,900	14,200		21,700	5,700	14,500
年度 合計	236,600		106,100		111,500		79,800	
	116,500	120,100	31,800	74,300	0	111,500	20,700	59,100
534,000								

## 令和2年度三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（三重県営鈴鹿スポーツガーデン）事業報告

令和2年度は、第4期指定管理者の2年度にあたり、指定管理者で提案した事業計画及び本協会が策定した「スポーツ推進計画」に基づき、県営スポーツ施設の役割を果たすとともに、健全な施設運営と県民総スポーツの振興に一層寄与するため諸事業の推進を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「全国中学校体育大会」をはじめとする各種大会の中止や無観客による大会開催、加えて本施設主催のスポーツイベントやスポーツ教室等の中止など予定されていたスポーツイベント・競技大会が実施できずスポーツ振興に逆風の年度となった。そのような状況の中、次年度に三重とこわか国体・とこわか大会の開催を控え選手の皆さんが最高のパフォーマンスを発揮できるよう会場整備が着々と進められ、指定管理者としても気持ち良く利用していただけるよう施設・設備の管理・維持に努めてきた。

### 1 利用の拡大・促進の取り組み

#### (1) 利用者サービスの向上

① 全施設、下記のとおり営業を行った。

施設名	4月～11月	12月～3月
全施設（水泳場、庭球場、サッカー・ラグビー場、体育館）	9:00～22:00	9:00～21:00

② 休業日を原則月1回(8月は無し)とし、7月と12月に3日間集中的にメンテナンスを行うことで開館日数を増やした。また、各施設において大会開催日であっても大会終了後に可能な限り営業時間内で一般開放を行った。

③ 大会や専用使用時のスムーズな運営を支援するため、利用に関する事前調整及び営業時間前の特別開場を行った。

④ 施設運営や施設の状況、スポーツ教室等の実施内容について随時聴き取りを行い、得られた意見を十分に検討し、速やかに対応できるものは実行し、施設改修など三重県スポーツ協会グループで対応できない要望については県へ報告した。

⑤ 最寄のバス停留所である「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿ぐち」から本施設敷地内へ本協会独自で土曜・日曜・祝日を中心に無料シャトルバスを運行し利用者の利便性の向上に取り組んだ。本年度の利用人数は、合計で764人となっている。

⑥ 指定管理者として削減した経費は、施設整備及び備品整備を実施して利用者へ還元し、営業努力による収支差について全て修繕に充当して施設の健全維持に取り組んだ。

⑦ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年4月2日(木)から5月17日まで全施設休館とした。これにより一般利用・団体利用の中止、主催事業であるスポーツ教室の休講を行った。

#### (2) 利用促進活動

① リピーターに対するサービスの一環として、プール及び体育館トレーニング室で利用できる定期券の販売を継続して実施した。

② 期間限定サービスの実施

ア 通常の定期券にはない特典付きのウインターパスポートの販売を行いリピーター率の増加を図った。

イ 夏休み及び冬休み期間において、通常期は持ち込みが禁止されている浮輪などは、規定の範囲内での持ち込みを許可し、子どもたちが楽しんでプールを利用できる環境を提供した。

### ③ PR 活動の実施

ア 関係自治体に依頼し、イベントスケジュールやスポーツ教室開催等の情報提供を行うとともに、スポーツ教室の折り込み広告を行った。

イ スポーツ指導者講習会及びスポーツ講習会などの一般参加型イベントはホームページや場内に掲出した。

ウ 施設要覧を作成し、関係機関へ配布した。

エ 自治体広報への掲載依頼を積極的に行い地域住民への周知に取り組んだ。

④ スポーツマンハウス鈴鹿との連携により、大会や合宿などにおける利便性を活かしてスポーツの拠点施設としての利用促進を図った。

⑤ 企業の福利厚生施設としての利用として、互助会との提携を行い利便を図った。

⑥ シニア層のテニス愛好者の利用拡大と継続利用のため、シニアテニス大会の運営を支援した。

⑦ ジュニアテニス選手育成のため、クラス別によるテニスアカデミー教室を通年教室として実施した。

⑧ 健康マイレージ制度「マイレージ特典協力店」に加盟し三重県の健康増進活動への協力を行った。

⑨ ウォーキングコースの案内看板を一新し利用者に使いやすい環境を整えるとともに、クロスカントリーコースの整備を行うなどして県民の健康保持増進に向けたサービスの充実を図った。

## 2 主催事業

### (1) ガーデンカップ

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全ての競技を中止した。

- ① ソフトテニス (小学生)
- ② ソフトテニス (中学生)
- ③ ソフトテニス (高校生)
- ④ ソフトテニス (一般)
- ⑤ ラグビーフットボール (7人制)
- ⑥ 水泳
- ⑦ テニス
- ⑧ フットサル
- ⑨ サッカー

### (2) スポーツフェスタ'20

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

### (3) 指導者講習会

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

#### (4) スポーツ講習会

スポーツに取り組む機会の提供として、スポーツ講習会を実施した。

① クライミング体験会

開催日並びに参加人数：令和2年9月12日（土）4人

内 容：クライミングの体験（一般）

② クライミング講習会

開催日並びに参加人数：令和2年9月12日（土）3人

内 容：クライミング講習

③ クライミング講習会

開催日並びに参加人数：令和2年10月3日（土）2人

内 容：クライミング講習

④ ジュニアクライミング体験会

開催日並びに参加人数：令和2年9月26日（土）21人

内 容：ジュニア体験会

⑤ アーチェリー教室

開催日並びに参加人数：令和2年6月13日（土）5人

令和2年7月26日（日）8人

令和2年8月2日（日）5人

令和2年9月26日（土）15人

令和2年11月3日（祝）15人

内 容：アーチェリー体験

#### (5) スポーツ教室

スポーツガーデン内の各施設を活用して多種多様なスポーツ教室を開催した。

開催講座数：通年講座 298 講座、短期教室 43 講座（合計 341 講座）

延べ参加人数：通年講座 22,062 人、短期教室 3,120 人（合計 25,182 人）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言が立つ令されたことから令和2年4月2日（木）から令和2年5月17日（日）まで全施設休館となったことから主催事業であるスポーツ教室を当該期間休講とした。

#### (6) スポーツサークル支援

テニスコートの定期利用者の拡大を目的として、サークルの登録制度を設け、使用料の一括精算制度や継続利用のための環境整備を行うなどサークル活動の支援を行った。

サークル登録数：151 団体

#### (7) ワンポイントレッスン

入場券のみで参加できる、ワンポイントレッスンを通年で実施した。

① 水泳（25m）： 20回 191人

② 水泳（50m）： 32回 243人

③ 水中運動： 9回 80人

（総合計 514人）

#### (8) 着衣泳体験教室

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

### (9) 健康増進事業への協力

三重県と市町が連携して実施している「健康マイレージ制度」(三重とこわか健康マイレージ事業)の普及のために本施設をマイレージ特典協力店に登録し健康増進事業への協力を努めた。

### (10) 初泳ぎ・初打ち

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

## 3 諸会議の開催

### (1) 利用調整会議

競技施設として大会等の円滑な運営に向けて、関係競技団体等の参加のもと、使用期日の調整会議を開催した。

水泳場、庭球場、サッカー・ラグビー場、体育館：令和3年1月27日(水)

### (2) 所内会議・主任会議

所内会議・主任会議を原則毎月実施し、年度当初に計画した事業計画進捗度の確認と利用者の皆様から頂戴した苦情・要望に対する対処、施設運営に係る事項について協議した。

## 4 施設管理

### (1) 日常点検

利用者に対して、良質で安全かつ清潔な施設を提供するため、清掃・始業前点検・器具備品点検・施設点検を行い、異常箇所が見つかった場合は施設あるいは器具の使用中止の対応を取り、異常箇所の点検と必要に応じた修理を速やかに行った。

### (2) 月次点検

4施設(水泳場・庭球場・サッカー・ラグビー場・体育館)職員による、月次の設備備品の点検を行い、物品数の確認と正常動作の確認を行った。

## 5 リスクマネジメント

### (1) 消防避難訓練

災害発生時を想定した訓練を6月及び12月の場内整備時に職員・業務委託業者を交えて行った。訓練では火災が発生したと想定し、消火用具を実際に用いて消火活動を行った。器具の使用方法を確認することで、実際の現場で使える技術を習得し、職員全員が危機管理意識の再確認と職員のリスクマネジメントに対する認識を強化した。

### (2) 危機管理マニュアルの作成

職員・業務委託業者の緊急時連絡体制の整備及び緊急時・災害発生時に備えるための危機管理マニュアルを改訂し、業務委託事業者を含め全職員に配布し緊急時の対応に備えた。昨年度末に新型コロナウイルス感染症にかかる対応マニュアルを追加した。

## 6 施設整備

### (1) 県直轄の施設整備として主に下記の補修・改修が実施された。

全施設/コロナ感染防止対策用送風機3台・サーマルカメラ4台  
水泳場/電光表示板更新工事  
水泳場/水球システム更新工事  
水泳場/飛板更新工事  
水泳場/飛込練習台改修工事  
水泳場・庭球場/トイレ自動水栓工事  
庭球場/屋外人工芝張替工事  
サッカー・ラグビー場/メイングラウンド周囲グレーティング工事

### (2) 独自整備として自己財源で備品整備並びに補修・改修工事を実施した。

全施設/照明制御中央監視システム部品交換  
水泳場/メインプール遮光ラダー修繕  
水泳場/防排煙設備修繕  
水泳場/スプリンクラー設備修繕  
水泳場/女子更衣室点検口修繕  
水泳場/地下ドレーンポンプキャッチ弁取替  
水泳場/受水槽定水位弁取替  
水泳場/ボイラー劣化部品取替修繕  
水泳場/プールろ過機混和槽修繕  
水泳場/消火栓用ホース取替  
水泳場/券売機元号改修費  
水泳場/券売機紙幣ユニット交換  
水泳場/冷却塔ミズコン用ブロー弁修繕  
水泳場/地下中央監視 SUS タンク修理  
水泳場/湧水排水ポンプ修繕  
水泳場/サブプール温浴槽ジェットポンプ取替  
水泳場/外部雨水枘止水壁修繕  
水泳場/サブプールオゾン発生装置用除湿装置修繕  
水泳場/第2会議室空調機修理  
水泳場/スプリンクラー改修工事  
水泳場/スプリンクラーアラーム弁更新工事  
水泳場/プール浄化槽流量調整ポンプ取替  
水泳場/中央監視室排風機整備  
庭球場/非常用放送設備スピーカー取替  
庭球場/冷温水発生装置修理  
庭球場/自動制御機器冷温水発生機用温度調節機器修繕  
庭球場/屋外テニスコート人工芝部分修繕  
庭球場/手鬼スコートゲート門扉丁番修繕  
庭球場/管理棟2階水道バルブ取替工事  
庭球場/管理棟玄関前タイル修繕  
サッカー・ラグビー場/空調機器修繕

体育館/アリーナ床修繕  
 体育館/玄関自動ドア改修工事  
 体育館/第1駐車場南歩道給水管漏水修理  
 体育館/空調機修理  
 体育館/障がい者用駐車場天井修理

### (3) 修繕計画の要望

優先順位を定め県へ施設整備の要望を行うために中・長期的整備計画を策定し、担当課と住専順位を確認しながら修繕を進めた。

## 7 利用人数及び利用料金収入

年度	施設	利用人数	R元年度比較	利用料収入	R元年度比較
R元年度	水泳場	218,921人		49,378,300円	
	庭球場	92,525人		20,356,150円	
	サッカー・ラグビー場	110,059人		9,988,740円	
	体育館	76,112人		17,318,660円	
	合計	497,617人		97,041,850円	
R2年度	水泳場	112,830人	▲106,091人	35,935,098円	▲13,443,202円
	庭球場	67,115人	▲25,410人	17,675,490円	▲2,680,660円
	サッカー・ラグビー場	72,728人	▲37,331人	12,223,850円	2,235,110円
	体育館	31,011人	▲45,101人	9,495,976円	▲7,822,684円
	合計	283,684人	▲213,933人	75,330,414円	▲21,711,436円

### ◎スポーツガーデンの利用増減及び収支説明

令和元年度から世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響は、令和2年度になっても終息せず緊急事態宣言の発令となった。これに伴い令和2年4月2日から令和2年5月17日まで全施設休館となり一般利用をはじめ団体専用利用等が中止となった。さらに、緊急事態宣言の解除後、全施設感染予防対策を取りながら利用開始を行ったものの一般利用者の減少と各施設で予定されていた大会の多くが中止となった。開催された大会も全てが無観客による実施となった。これにより本年度の利用人数・利用料収入共に前年度を大きく下回ることとなった。

このような状況の中、令和3年度に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた選手強化合宿に対して三重県スポーツ協会の事業の一環として前年度に引き続き施設利用料を全額免除した。

## 8 職員研修、その他

例年実施している心肺蘇生法講習等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、講師の招聘がかなわず、書面による手順確認の自主研修で実施した。

# 令和2年度三重県営鈴鹿スポーツガーデン利用人数一覧表

(単位:人)

	水泳場						庭球場						サッカー・ラグビー場						体育館			合計
	専用利用			個人利用	水泳場 小計	屋外	シエルター	センター	庭球場 小計	メイン	サブ	多目的	会議室	クライミング	サッカー場 <small>小計</small>	アリーナ	個人 利用	体育館 <small>小計</small>				
	メイン	サブ	飛込																会議室			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年合計						
4月	45	56	0	56	183	340	0	83	0	83	0	0	0	0	0	67	0	67	490			
5月	687	0	0	0	2,778	3,465	1,220	640	22	1,882	24	0	3	302	1,221	0	1,221	6,870				
6月	1,453	845	428	1,808	7,045	11,579	3,237	1,589	195	5,021	67	1,006	30	5,062	2,275	799	3,074	24,736				
7月	3,040	2,430	459	1,570	7,075	14,574	4,008	2,381	190	6,579	190	1,142	0	5,604	3,012	826	3,838	30,595				
8月	1,933	1,039	425	1,175	7,917	12,489	6,514	1,925	289	8,728	126	482	10	10,252	1,982	506	2,488	33,957				
9月	2,143	2,148	427	1,798	6,691	13,207	5,891	2,192	247	8,330	214	934	31	6,883	3,478	552	4,030	32,450				
10月	1,369	2,331	726	1,600	6,021	12,047	4,679	1,996	186	6,861	294	1,022	10	6,784	1,959	657	2,616	28,308				
11月	2,030	1,872	362	1,272	5,403	10,939	5,181	1,643	260	7,084	141	1,129	6	9,087	2,681	574	3,255	30,365				
12月	2,376	657	406	1,001	4,522	8,962	4,459	1,631	253	6,343	148	230	12	6,562	2,174	434	2,608	24,475				
1月	548	704	255	1,291	4,596	7,394	3,089	1,555	228	4,872	122	800	0	4,970	2,050	633	2,683	19,919				
2月	1,312	703	300	1,303	4,619	8,237	3,261	1,527	194	4,982	110	776	0	8,266	1,209	728	1,937	23,422				
3月	1,509	687	820	1,319	5,262	9,597	4,337	1,821	192	6,350	106	963	0	8,956	2,466	728	3,194	28,097				
年合計	18,445	13,472	4,608	14,193	62,112	112,830	45,876	18,983	2,256	67,115	1,542	8,484	102	72,728	24,574	6,437	31,011	283,684				

特記1:各施設の利用者数には減免利用者を含む

特記2:メインプール電光表示板更新工事により一般開放中止(2月1日～)

特記3:庭球場屋外コート人工芝張替工事により使用中止(11月4日～3月10日)

## 関 係 連 絡 先

### ○公益財団法人三重県スポーツ協会事務局

〒510-0261 鈴鹿市御薮町 1669 番地 (三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場管理棟 3 階)

TEL 059-372-3880 (代表) FAX 059-372-3881

<http://www.mie-sports.or.jp>

メールアドレス: [mieken@japan-sports.or.jp](mailto:mieken@japan-sports.or.jp)

### ○三重交通 G スポーツの杜 伊勢

〒516-0023 伊勢市宇治館町 510 番地

TEL 059-622-0188 FAX 059-622-1586

<http://www.mie-kyogijyo.jp>

メールアドレス: [kyogijyo@vc.mint.or.jp](mailto:kyogijyo@vc.mint.or.jp)

### ○三重県営松阪野球場

〒515-0054 松阪市立野 1370

TEL 059-830-5814 FAX 059-830-5816

<http://matsusaka-stadium.jp/>

メールアドレス: [info@matsusaka-stadium.jp](mailto:info@matsusaka-stadium.jp)

### ○三重県立鈴鹿青少年センター

〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口

TEL 059-378-9811 FAX 059-378-9809

<http://www.mie-sports.or.jp/suzukayc/>

メールアドレス: [suzukayc@mecha.ne.jp](mailto:suzukayc@mecha.ne.jp)

### ○スポーツガーデン Mie Spo Inn

〒510-0261 鈴鹿市御薮町 1669 番地

TEL 059-372-6055 FAX 059-372-2557

<http://miespoinn.com>

メールアドレス: [syukuhaku@miespoinn.com](mailto:syukuhaku@miespoinn.com)

#### 《交通アクセス》

- ・近鉄白子駅下車、白子駅西口より、南部地域コミュニティバス「白子・平田線」に乗車、  
「三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿ぐち」にて下車、徒歩約 15 分。
- ・近鉄白子駅、平田町駅よりタクシーで約 20 分。

#### 三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿

指定管理者：三重県スポーツ協会グループ

〒510-0261 鈴鹿市御薮町 1669 番地

URL: <http://www.garden.suzuka.mie.jp>

水泳場(代表) TEL059-372-2250

庭球場 TEL059-372-2285

サッカー・ラグビー場 TEL059-372-2511

体育館 TEL059-372-8850

SSGスポーツクラブ TEL059-392-7071 (教室専用ダイヤル)